

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和3年 3月12日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時36分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和3年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

「令和3年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室高山主幹

令和3年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が去る2月1日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は議案第1号として令和3年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算が提出され、原案どおり可決されました。

続きまして、令和3年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月10日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は、議案第1号と議案第2号が、令和3年度の石狩湾新港管理組合一般会計予算と港湾整備事業特別会計予算。議案第3号と議案第4号が、令和2年度の石狩湾新港管理組合一般会計補正予算と、港湾整備事業特別会計補正予算でございまして、それぞれ原案どおり可決されました。

また、報告として、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を、令和2年11月25日に専決処分した件が報告されまして、承認されました。

○委員長

「第7次小樽市総合計画の進捗状況について」

「過疎新法に基づく過疎計画の策定について」

○（総務）企画政策室内山主幹

第7次小樽市総合計画に関しまして、令和元年度の取組結果をまとめましたので御報告いたします。

市政運営全般についての指針となる最上位の計画として位置づけている総合計画では、市政の各分野を「まちづくり 6つのテーマ」として体系づけ、全てのテーマにまたがる人口減少、少子高齢化対策への対応と併せて全部で181の指標を定めております。今回は昨年度の取組結果を分野ごとに指標と政策に要した経費について取りまとめたものでございます。

初めに、「1 施策指標の推移について」ですが、施策の進捗状況を客観的に把握することを目的に、指標の推移を確認しております。確認に当たっては、1年置きに実施する総合計画に関する市民アンケートの結果や隔年で行う統計調査等の結果による指標など、令和元年度中に把握できない指標は集計に含めておりませんので、結果として181指標中112の指標の確認を行ったところです。

指標の分類につきましては、計画で示した基準値と目標値を比較しまして、その目標がどのような方向へ推移することが望ましいかを確認した上で、昨年度の結果がその方向へ向かっているかどうかという視点で、客観的に上向き、同数値、下向きという形で整理しております。

集計結果は、確認した112指標のうち約65%の73指標で「上向き」または「同数値」となりました。

テーマごとの分類結果については割合をグラフ表示しており、各指標の確認結果も資料の3ページ以降に添付しております。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらでは令和元年度決算を基に、一般会計及び特別会計の歳出額と企業会計の支出額の合計を各テーマの政策に区分して示しております。この結果の取りまとめに当たっては、総合計画が令和元年度から始まっていることを考慮しまして、平成30年度からの繰越事業を除いて集計しております。一般会計と特別会計については、その政策を区分して集計しておりますが、企業会計については、テーマ2の市民福祉には病院事業会計を、テーマ4の生活基盤については水道事業、下水道事業、簡易水道事業のそれぞれの会計を、テーマ5の環境・景観には、産業廃棄物等処分事業会計を含めております。

また、上記以外のその他経費としましては、主に一切の償還金や人件費などといった管理経費などを計上しております。各政策分野に要した経費としては、1,126億円となりますが、その経費の割合は円グラフで示しているため御参照ください。

最後に、「3 行政評価（施策評価）について」としまして、総合計画の令和2年度の計画進捗状況の確認に行政評価を取り入れることとしております。行政評価を進めることで総合計画のPDCAサイクルが本格的に動き出し、より効果的・効率的な施策の展開が図られます。

行政評価の初年度となります令和3年度については、総合計画に掲載している32の施策を対象に施策評価を行い、設定した指標の推移を確認するほか、施策を構成する主な事業について点検を行うこととしておりまして、評価結果を参考に施策の在り方や今後の方向性について検討・整理することとしております。

資料にはございませんが、公表につきましては3月15日から市のホームページで、また広報おたる4月号でお知らせするよう準備を進めております。

続きまして、過疎新法に基づく過疎計画の策定について御報告いたします。

本市の過疎計画については、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして策定してきておりますが、今月末で現行法が失効すると同時に、本市の過疎計画も失効することとなります。4月からは新法が施行される見込みであり、本市は新法においても過疎地域として指定される見込みです。

したがいまして、過疎計画も新法に基づく新過疎計画として策定する必要がありますので、その概要について御説明します。なお、過疎新法は現在、衆議院で審議中でありまして、今回の報告は事前に提供があった法案による状況での説明となることを御了承ください。

初めに、「1 過疎計画」として、過疎計画について策定の根拠は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法でありまして、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議した上で市町村議会の理解を経て定める過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目的とそのため基本的な施策を示した計画となります。

次に、「2 本市が満たす過疎地域の要件」ですが、記載のとおり人口要件と財政力要件の両方を満たす必要がございます。人口要件は、昭和50年から平成27年の40年間の長期的な人口減少率28%以上減少のところ、本市は33.88%の減少。また、財政力要件は、29年度から令和元年度の3か年平均の財政力指数が全市町村平均の0.51以下のところ本市は0.44ということで、それぞれ要件を満たし過疎地域として4月1日に指定される見込みです。

次に、「3 計画期間」ですが、法律では10年間の時限立法で制定される見込みであることから、報告に合わせて令和3年度から12年度の10年間とすることで予定しております。

次に、「4 計画策定のメリット」といたしましては、現行法と同様に過疎対策事業債の活用が第一に挙げられます。また、地方税の減収補填措置のほか公立学校の新設などの際、国庫補助率のかさ上げなどがあります。

次に、「5 策定体制」ですが、計画内容が本市の政策全般にわたることが見込まれるため、副市長を委員長として部長級の職員を委員とした過疎計画策定会議を設置するとともに、具体的な計画策定の作業を行うため策定会議の下に各部の庶務担当課長で構成する過疎計画策定会議幹事会を設置する予定です。

最後に、「6 策定スケジュール」として、現行で想定されるスケジュールを示しております。策定に当たって

は、平成22年度のスケジュールが踏襲されるとの情報もあり、令和3年第3回定例会において計画議案を提出できるよう準備を進めたいと考えております。

○委員長

「避難所運営マニュアル改訂の中間報告について」

○（総務）災害対策室佐治主幹

避難所運営マニュアル改訂の中間報告について御報告いたします。

これまでの議会への報告状況につきましては、令和2年第3回定例会の総務常任委員会で当面の感染症対策として避難所運営マニュアル（別冊）を提示させていただいたところであります。

その後、今春をめどに作業を終えるよう進めてまいりましたが、学校の空き教室等の利用方法について関係者との協議や感染症を考慮した避難所収容人数の検討に時間を要していることから、今定例会において避難所運営マニュアル改訂についての最終報告は困難となりました。つきましては、できる限り令和3年第2回定例会には御報告できるよう、引き続き作業を進めてまいります。

また、今回は一定程度の修正事項をまとめて改正作業を進めていますが、今後は改正が必要となる事項が生じた場合においては、その内容に応じて適宜事前の報告をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長

「小樽市業務継続計画の進捗状況について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在作成中の小樽市業務継続計画の進捗状況について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

小樽市業務継続計画の進捗状況と今後の進め方についてですが、副市長を委員長、各部長を委員とする小樽市業務継続計画策定庁内検討会議をこれまでに3回開催し、計画の概括や構成、被災シナリオの設定などを含めた当該計画の素案に対する意見等を伺いながら策定作業を進めてきたところであります。

また、非常時優先業務となる災害対応業務と、災害時でも早期に再開すべき優先通常業務の選定と業務の配置人員などの算定を各部署に依頼し提出をいただきました優先業務等について、現在災害対策室と委託業者で全体的な整理を行い、今月下旬開催の第4回庁内検討会議に当該計画（案）として諮り、現行組織体制での整理を予定しております。さらに、新年度には新組織体制の事務分掌を確認しながら非常時優先業務を再度整理し、5月下旬開催予定の第5回庁内検討会議で確認を行った上で、第2回定例会に最終案を報告した後、7月には公表を予定すると考えております。

次に、計画の基本構成について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

当該計画は「第1章 総則」から「第8章 業務継続マネジメント体制の確立」までの8章立ての構成で、「第1章 総則」では、本計画策定の背景と目的、地域防災計画・強靱化計画との関係、適用範囲など基礎的な事項を明記。

「第2章 前提とする自然災害等と被害想定」では、計画の前提となる津波、風水害等の自然災害の発生とともに、新型コロナウイルスの感染者が拡大する複合的な災害となる最悪の事態を想定することとしました。

なお、被害想定は、平成28年北海道地震被害想定調査において、北海道が公表しました24地震54断層モデルの中から本市に最も被害が生じる北海道留萌沖地震として、積雪荷重による必要耐力が弱くなり、建物損壊が増加する冬期を選定し、時間帯は地震時に火災発生が起りやすい夕方のデータを想定としました。地震規模や最大震度、地震による全壊棟数、半壊棟数、火災による焼失棟数、死者数及び重症者数、避難生活者数などの予測被害数量を

用い、また新型コロナウイルス感染症患者は今年度の本市の実績を参考として、当該計画の被災シナリオを整理したところでございます。

「第3章 業務継続目標の考え方と目標の設定」では、業務継続の基本方針として、想定する被害に対して本市の全庁的な業務継続目標と、これに基づく各部局の目標を発災から3時間以内、1日、3日、1週間、2週間、1か月以内と期間ごとに分けて明記することとしております。

「第4章 業務継続における執行体制」では、災害発生時の本市の業務執行体制や勤務時間外の災害発生を想定した職員参集状況、業務継続に係る人員、庁舎・設備等の必要資源の状況を明記。

「第5章 非常時優先業務の選定と実施体制の検証」では、各対策部の非常時優先業務を選定し、業務実施に必要な人員と参集想定結果の比較を行い、現状の想定される業務量と人員の状況を明記。

「第6章 業務継続における課題と対策」では、現状の施設、設備や非常時優先業務の執行体制等から見えた業務継続における課題と対策について明記。

「第7章 防災教育・訓練の推進」では、業務継続の目標を達成するために、今後継続的に実施する防災教育訓練について、その実施項目及び概要を明記。

「第8章 業務継続マネジメント体制の確立」では、本計画運用のためのマネジメント体制やPDCAサイクルに基づいた計画の継続的な改善・更新の必要性を明記することとしております。

○委員長

「市民税・道民税申告書の提出期限の延長について」

○（財政）市民税課長

市民税・道民税申告書の提出期限の延長について御報告いたします。

確定申告会場には多くの人が集まることから、国税庁は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年3月15日が申告期限でありました申告所得税等について、4月15日までの1か月延長すると発表いたしました。

また、北海道も個人道民税等の申告期限を1か月延長しており、本市におきましても新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告会場の来場者を分散し、混雑緩和を図るため市民税・道民税の申告期限を同じく4月15日までの1か月延長したことを御報告いたします。

申告会場につきましては、延長後の期間も引き続き産業会館2階で行います。

周知につきましては、FMおたるの小樽市民ニュースや市ホームページにてお知らせしているほか、今後、小樽フラッシュニュースでも周知を図る予定となっております。

○委員長

「小樽市学校施設長寿命化計画について」

「学校施設の耐震診断結果について」

○（教育）施設管理課長

小樽市学校施設長寿命化計画について御報告いたします。

昨年の第4回定例会総務常任委員会において本計画（案）について報告いたしました。

その後、本年1月8日から2月8日まで実施しましたパブリックコメントによる御意見を計画に反映させて、令和3年2月18日の第2回教育委員会定例会において小樽市学校施設長寿命化計画を策定いたしました。

なお、計画案に対するパブリックコメントについてでございますが、3名の方から24件の御意見をいただきました。このうち一般的な要望・感想などを除き、本計画の所管部署の明記や国の各種計画から小樽市の各種計画への対応する矢印の矛盾など4件の見直しを行いました。

また、これまで議会での議論を踏まえまして、トイレの洋式化等について財政状況を踏まえた上で、令和12年度までの計画から、できるだけ早期に整備を進められるよう計画的に推進することについても追記いたしました。

教育委員会といたしましても本計画の策定を踏まえ、学校施設の適正な維持管理に努めるとともに、本計画の円滑な推進が図られるよう必要に応じて見直しを行ってまいりますので、委員の皆様には今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、今年度実施いたしました学校施設耐震診断結果について、資料に基づき報告させていただきます。

最初に中段より下のI s値を御覧ください。I s値とは、構造耐震指標のこととございまして、建築物の耐震性能を数値化したものでございます。I s値は大きいほど耐震性が高いことを表しており、文部科学省ではI s値0.7未満の学校施設について耐震補強の必要があるとさせていただきます。

今回、忍路中央小学校の耐震診断は、資料の下端の平面図で色をつけてございますが、校舎と屋内運動場それぞれの棟を実施してございます。

上段の表を御覧ください。

I s値は表の右端に記載してある数字となりますが、校舎につきましては0.50、屋内運動場につきましては0.23という結果でございました。

以上のことから診断を実施した施設のI s値はいずれも0.7未満となりますので、耐震補強が必要という結果となっております。

今後の取組といたしましては、新年度に耐震補強工事の実設計費を計上させていただいておりまして、耐震化に向けて整備を進めていきたいと考えてございます。

○委員長

「成年年齢引下げに伴う成人式について」

○（教育）生涯学習課長

成年年齢引下げに伴う成人式について御報告いたします。

成人式の在り方に関しては現在、法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されておりますが、民法の改正に伴い令和4年4月1日から法律上の成年年齢が20歳から18歳に変更されるため、成人式の対象年齢などについて検討する必要が生じました。

そこで、令和4年度中に新たに青年とみなされる現在の16歳、17歳とその保護者の方を対象にアンケートを実施するとともに、社会教育委員や貸衣装業などの関係業者の皆様にも意見を伺ってきました。その結果を踏まえ、式典の対象年齢などについて検討した結果、本市では、これまでどおり年度内に20歳に達する方を対象とし、国民の祝日である成人の日を含む1月の3連休の日曜日に開催したいと考えております。

対象年齢を20歳とする理由としましては、主に成年となる18歳は、受験や就職活動などの時期と重なり、式への参加が難しいために、より多くの青年が集うことができる20歳を対象とすることが望ましいと判断するためであります。

式の名称については、アンケートでは「成人を祝う会」を選択した方が最も多かったものの、「成人」がつく名称よりも「二十歳（はたち）」がつく名称を選択した方が多いという結果でありました。また、20歳を対象とすることを決定している他都市では、成年年齢と対象年齢が異なることの混乱を避けるため「成人」という言葉を使わない名称を検討している市が多くなっております。そのため、仮称として「成人を祝う会」、副題を「二十歳のつどい」としましたが、各都市の動向なども見極めながら令和5年1月の開催準備に向けて検討したいと考えております。

資料の2ページ目は、令和2年10月1日から今年1月15日まで実施しましたアンケートの結果を整理したものです。

調査対象は市内に住民登録のある16歳と17歳の合計約1,600名とその保護者で、回答件数は516件でありました。実施方法は、広報おたるやホームページなどで周知したほか、市内の全ての高校に協力を依頼し、1、2年生全員

へチラシを配布してもらい、主にウェブで回答してもらっております。

アンケート結果の概要ですが、対象年齢については現行のまま「20歳（年度内に20歳に達する方）を対象年齢」とする意見が最も多く、対象者の約7割、保護者の約8割以上が選択しておりました。

開催時期については、現行のまま「1月（成人の日を含む三連休の日曜日）」とする意見が最も多く、20歳を対象年齢を選択した対象者の約8割、保護者の約7割以上が選択しております。

対象年齢を20歳とする理由については、対象者及び保護者とも「受験や就職活動などの時期を避けて参加できるため」との回答が最も多く、次いで「飲酒などが認められるのは20歳であるため」が多くなっております。

最後に名称については、「成人を祝う会」が最も多く、次いで「二十歳（はたち）を祝う会」が多いという状況でありました。

アンケートの集計結果の詳細については、4ページから8ページに添付しておりますので、後ほど御参照ください。

また、資料の3ページ目になりますけれども、社会教育委員と成人式に関係する職種として貸衣装業と写真館を営む方々の御意見も伺っておりますが、先ほどのアンケート結果と同じく対象年齢は20歳、開催時期は1月とする意見が最も多く、成人式に変わる名称は意見が分かれるという結果でありました。

なお、貸衣装業などからの意見ですが、対象年齢を20歳とする理由としては、「受験や就職活動などの時期を避けて参加できるため」、「18歳は進学や就職のための費用がかかり、金銭的な負担が大きいため」、「飲酒などが認められるのは、20歳であるため」、「中学校、高校を卒業してから時間がたち、友達と再会する懐かしさがあるため」のほか、「民法の成年年齢と成人式の対象年齢は、必ずしも一致させる必要がないと考えるため」、「18歳の大部分の方はまだ親の保護の元にあるため、成人式は20歳が良いと思う。」などが寄せられております。

○委員長

「消防署手宮支署の開庁について」

○（消防）総務課長

平成30年度から3か年計画で建設事業を進めてまいりました消防署手宮支署が近く完成し、3月17日に開庁する予定でありますので御報告いたします。

新しい消防署手宮支署は昭和45年に建設された手宮出張所と、昭和47年に建設された高島支所を統合するもので、その管轄区域は手宮・高島地区など北小樽を担当し、職員数30名、消防車両4台を配置するものであります。これにより人員と車両が集約され、効率的、効果的運用が図られるとともに、防災拠点である消防施設を耐震化することにより地域防災力の向上を実現するものであります。

特徴といたしまして消防団第1分団詰所を併設するほか、屋上に避難スペースを設けております。

今後とも市民の皆様の安全を守り、安心して暮らしていただけるよう消防力の強化を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第24号について」

○（総務）浅井主幹

議案第24号小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は開示請求者の利便性を図る目的で、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲を拡大するとともに所要の改正を行うものであります。

情報公開制度において最も多い開示請求者は、建築計画概要書の写しの交付を求める方ですが、現行の手続としましてはその開示請求者は、まず建築指導課を訪れ、必要とする建築計画概要書を閲覧し、そこで渡された

確認番号等を記した書面を持参の上総務課にお越しいただき、情報公開の開示請求の手続を行っております。

そのような中、来年度から建設部が教育委員会庁舎に移転しますので、現行の手続を継続しますと離れている庁舎間の行き来が必要となり、建築計画概要書の写しの請求手続が不便になることから、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲に規則や要項などその他の規程を追加することにより、新たに建築計画概要書の写しの交付に係る要綱を制定して、建設部における請求及び交付を可能とすることが改正の趣旨であります。

なお、施行期日は令和3年4月1日としております。

○委員長

「議案第26号について」

○（総務）職員課長

議案第26号小樽市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案は、国から押印廃止の方針が示されたことに伴い、職員のサービスの宣誓における宣誓書の押印を廃止するとともに所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和3年4月1日としております。

○委員長

「議案第48号について」

○酒井委員

議案第48号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

核兵器禁止条約が発行いたしました。しかし、政府は、批准も、また署名も行おうとしません。政府が行わないのであれば自治体独自の取組が必要です。

以上を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

まず冒頭に申し上げておきたいのですが、昨日、3月11日が東日本大震災発生から10年ということで、ほかの会派の皆様も防災についての取上げがあるのですが、今、御報告がありましたとおり災害のマニュアルだとか計画に関しては、進捗が策定に向けた途中という状況で、今、質問で深掘りするのは適切ではないと考えましたので、私は今定例会で質問することは止めたいと思います。

では、質問に入ります。

◎別居離婚後の親子の学校での面会交流について

少し分量が多くて終わらない可能性があるのですが、先に別居離婚後の親子の学校での面会交流について聞きたいと思います。

一般質問で、面会交流については、「先進自治体の取組並びに国や道の施策など情報収集に努めてまいりたい」と答弁されました。そこで先進自治体とされる藤枝市では、親権者の意向にかかわらず家庭裁判所の合意文書などを提示することで、学校で子に会うことができるという、学校施設での面会交流を実施されています。この制度が

ない場合、子供に会えない親権者等から学校に問合せがあっても、現場の管理職員や教育委員会がもう一方の保護者・親権者に確認し、当然、会えない状況で会いたいと言っているので拒否されるという状況が想定されます。そうすると、学校や教育委員会としてはその申出を断るしかないという状況になってしまいます。そこで、藤枝市の取組というのは、この関係者の方によると、同居親による一方的な親子断絶を回避する大変有効的な手段であると考えられています。

これは本市の福祉行政に関わるので、教育委員会が断行すべきこととは必ずしも思いませんが、仮に本市でも藤枝市の行う学校施設での面会交流を行う場合、現場の教職員や教育委員会の対応など、どのようなことが課題として考えられるか伺います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ただいまの御質問でございますが、仮に本市の小・中学校で面会交流を行う場合でございますけれども、学校は放課後に授業の準備や会議、打合せなど様々な業務があることのほか、制度の理解や個々の状況把握など教職員の負担が伴うことも考えられます。

教育委員会といたしましては、御質問の件につきましては、本市の対応の在り方が整理されていないということから、福祉部局など関係機関との連携の在り方について課題を整理していく必要があるものというふうに考えております。

○松岩委員

総務常任委員会では福祉部に対して質問ができませんので、ここではこれ以上取り上げることはしませんけれども、引き続き議論はさせていただきたいと思えます。

◎ふるさと納税について

それでは、収支改善プランについて伺います。

まず、ふるさと納税についてなのですが、目標金額の設定について寄附という性質上、多額の目標金額を設定することは難しいということを再三答弁いただいているのですが、ここでいう多額とはどのぐらいの金額を想定していますか。

○（財政）尾作主幹

目標金額の設定におけます多額とはどのぐらいの金額なのかにつきましては、収支改善プランを策定した当時も具体的にこの金額というものはございませんが、根拠となる数値を示さない中でのおおよその目安としましては、億単位の額と考えております。

○松岩委員

私は、令和5年度の年間のふるさと納税寄附金額10億円達成という目標を掲げているのですが、これは市に至ってもこの目標をぜひ達成してほしいと考えておりますが、この目標金額を高いと捉えますか、低いと捉えますか。

○（財政）尾作主幹

令和5年度の寄附額10億円達成というものをどう考えるのかにつきましては、昨年時点修正しました収支見通しで、今後も毎年、本市の一般会計では10億円を超える収支不足が見込まれております。その財源確保策として、ふるさと納税による寄附金収入は金額的にも大きな柱となる可能性があることから、目標金額としての10億円は高い、低いとは言えないのですが、達成したい金額であると考えております。

○松岩委員

それから、目標金額の設定はこれまでの実績などを勘案とありますが、何を、どのように勘案するのでしょうか。

○（財政）尾作主幹

今後の目標金額の設定につきましては、返礼品を開始しました平成28年度以降からの寄附実績の推移などを勘案

することになります。特に令和2年度に寄附額が大きく増えたことがありますので、その額を維持しながらも今後の3年度の取組ですとか、寄附状況を踏まえて目標金額の設定を検討するものと考えております。

○松岩委員

今の質問をまとめると、私には、本市はどの年度において、どの金額というのかあれですけれども、少なくとも10億円を達成するというのが一つの目標数値になると思いますが、収支改善プランにその金額10億円というのを盛り込むか否かについてはどのようにお考えですか。

○（財政）尾作主幹

予算編成や収支改善プランなどの効果額を設定する際には、やはり一定の積算の根拠が求められると考えております。今まで繰り返し御説明しておりますが、その際に寄附という性質から目標として希望はあるのですけれども、根拠なく多額の寄附額を目標値として、効果額としてプランの中に示すかどうかというのは、また今後、推移等を見ながら考えていきたいと考えております。

○松岩委員

結構、長い間この議論をしているのですけれども、私としては目標なくして達成というのはいり得ないと思っておりますし、何のために一般質問であるような質問をしたかと言うと、私は本当にまだまだこれから10年、20年、30年と責任を負わなければいけない将来世代であって、本市の財政を今すぐにでも立て直さなければいけないという強い使命感を持って議員になりましたので、1,000万円、2,000万円という金額ではなくて、本当に高い目標を持ってそれを達成してほしいと思っております。

これ以上やっても水かけの議論になりそうな気がするので、目標金額の設定についてはこれ以上やめませけれども、1,000万円という低い目標ではなく、高い目標をぜひ設定していただきたいと思っております。

それから、来年度から産業港湾部に所管を変更し、担当職員を配置するということですが、部署の名前、名称や人事、事務分掌など決まっていることがあればお示してください。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

ふるさと納税の担当業務の移管についてでございますけれども、現在もまだ職員組合と協議中ではございますが、ふるさと納税の業務を代表質問でも産業港湾部へということで答弁をさせていただきました。

現在は、産業港湾部の農政課と水産課を統合して、本庁内で新しく農林水産課という部署ができるのですが、こちらで担当ということ。それと、その新しくできる農林水産課に担当主査、係長職ですけれども、1名を配置するというところで考えております。

今言われました事務分掌などということですが、事務の業務内容ということだと思いますので、これにつきましては、これまで契約管財課で受けていましたが、今度農林水産課ということで、いわゆる一次産品を含めた返礼品の充実を進めていくということと、その掘り起こしも含めて、また、特産品のプロモーション。こういった活動に力を入れていくということでの業務を含めて、農林水産課で所管を担当するというところで考えております。

○松岩委員

この話を先ほど打合せで聞いたときに本当にびっくりしたのですけれども、てっきり農林水産課に所管を変更して、担当職員を配置するという答弁をいただいていたので、もっと専門的な部署が設置されて、職員も1人ではなくてもっと大勢の人数が配置されるのかと思ったら、1人ということでした。

その話を受けて、先ほど、令和2年度ふるさと納税の道内上位6都市に私、電話をしまして、職員の配置と専門部署の有無と名称について聞き取りをいたしました。

道内で1位になっている紋別市は77億円の寄附額を得ておりますが、正職員が3名、会計年度任用職員が1名で専門部署を配置し、部署の名称は、ふるさと納税窓口としています。

白糠町は、67億円の寄附額に対して、職員が正職員4名、会計年度任用職員が4名。専門部署を設置し、企画財

政課ふるさと納税推進係を持っています。

道内3位の根室市は、65億円。正職員2名、会計年度任用職員6名。専門部署を配置し、総合政策部地域創生室という地方創生を担当するところに専門の職員を配置していると。

八雲町は24億円の寄附額で、正職員2名、会計年度任用職員はゼロ名で、12月前後の繁忙期には正職員6名の増員をする。専門部署を設置して、政策推進課ふるさと納税担当という部署があります。

稚内市は5位ですけども、21億円で、正職員2名、会計年度任用職員1名。それから繁忙期には会計年度任用職員を1名増員。専門部署を設置し、水産商工課物産振興・ふるさと納税グループということで、部署を設置しています。

次に6位の千歳市は16億円ですが、正職員2名、会計年度任用職員3名。こちらはふるさと納税としての専門部署を設置していないが、企画部主幹付主査ということで、シティセールス戦略担当ということで、ふるさと納税も含めたそういうシティセールスを担当する部署を設置することでふるさと納税を推進しているということです。

全ての自治体が小樽市よりも人口が少ないですし、職員の数は調べなかったですけども、恐らく小樽市よりも職員の数も少ないと思います。その自治体でも、正職員は2名から4名配置していますし、会計年度任用職員も入れている。このほかに他の部署の応援だとか外部に委託しているところもあるそうなので、正確にはもう少し増えるという回答をいただいています。

これを踏まえて、ここの自治体は全部10億円を超えている、多いところでは77億円というところで、小樽市からしたらもう10倍以上の数がある中で、小樽市は本当に後発組、周回も何周も遅れているような状況で、これからやっつけていかなければいけないという中で、さらに農林水産課というのは農政課と水産課が合わさった部署が来年度からできるということで、普通に考えれば今までの業務量が多くなっている部署です。

そこに担当の主査を配置して、その上には課長がいたり課の職員がいるのでしょうかけれども、これで小樽市が果たして、市長答弁では、ふるさと納税の収入を増やしていくのは、歳入増加策の柱となり得る取組であり、貴重な自主財源を確保するため重要であると認識しているということなのですが、これで小樽市のふるさと納税を獲得していこうという姿勢が全く見えないのですけれども、どのように考えていますか。この在り方というか、この来年度以降の動きについて。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

ただいま説明いたしました農林水産課に業務を移管ということでございますけれども、少し説明させていただきませんが、今、契約管財課が今年度まで所管しているという中で、いろいろとサイトの管理でありますとか、寄附者からの問合せ業務という事務処理に多くの時間がかかっているということでございます。これについては外部に業務に時間がかかっているものを委託して、その分農林水産課の担当については、先ほど申し上げましたプロモーション活動、より返礼品の充実をするために市内業者との連携を図るというような業務に費やせる時間を増やすということで考えておりますので、まずは今回の令和3年度からについては、この業務を委託して身軽になっているということでプロモーションに力を、これまでなかなか力が入れられなかったものを、3年度から力を入れていきたいというふうに考えております。

○松岩委員

力を入れたいと考えている自治体の人員配置とは到底思えないのです。少ししつこいようですけども、すごく大事だと思っているので何度も聞きますが、ふるさと納税は総務省の示す理念の中に自治体間の競争が進むこととあるのです。本当に私がこんなことを言うのは釈迦に説法だと思っていますけれども、既に多額の寄附を得ている自治体でもこのぐらいの力を入れて人や時間を割いてやっている中で、事務処理だとかという話が今ありましたが、まず1人の職員に対する負担がとても多過ぎると思います。これから少なくとも、では収支改善プランの示している1,000万円を毎年増やして行こうとしても、その職員がその1,000万円を獲得していくというのはすごく大変です。

ようし、ましてやその専門的なマーケティングとか、そういった知識がない方が一から、まして係長職ということで、そういった市内での関係を築いていくということだけでも本当に大変だと思うのです。そこにまず1人というところの心もとない感じもありますし、本当にやれることは何でもやっていくということぐらいのスタンスがないと、収支は絶対に改善されません。コロナ禍で巣籠もりの需要だとか、ポータルサイトを増やしたということで、たまたま4億円弱の寄附金額が見込めているという状況ですけれども、正直、小樽市の努力によって増えた金額とは到底思えませんので、今後は、私たちもそうですけれども、市全体となってふるさと納税を本気で取りに行くのだとなったときに、1人というのはどうなのでしょう。私はおかしいと思いますし、民間の感覚などからしても、一般質問で言いましたが経理部が営業しているようなもので、営業部に営業させろという話をしましたけれども、では蓋を開けてみたら営業部が1人ですかという話ですから、力の入れようを間違っているのではないかと思うのですが、そのあたり御答弁いただけますか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

確かに今説明いたしましたように担当としては、専属ということで主査1名の配置ということですが、その上に課長がおり、次長がおり、部長がいます。今回農林水産課が担当ですが、この部分については産業港湾部も広く関わっていくということで、そういった中での部内での協力ということも考えられますので、先ほども言いましたけれども、まず令和3年度についてはこの体制でやらせていただいて、その後この状況を見ながら、例えば業務量、それといろいろなものを見て、人の配置の増員も含めた組織の拡充というのを考えていかなければならないというふうに考えております。

○松岩委員

よく議会議論で道内他都市を参考にとすごくおっしゃいますけれども、これは道内他都市を参考にしたら職員配置は1人にならないと思うのですが、どのようにお考えですか。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

私も道内全体の人員配置というのは少し把握していませんけれども、確かに委員から先ほどいただいたこの資料の中では、検討しているというか、上位6市町村という中でいけば確かに職員の配置というのは小樽市では令和3年度に専属で1名ということで比べると少ないことではありますが、繰り返しになりますけれども、3年度の状況を見て、その辺は増員も含めた拡充について考えていきたいというふうに考えております。

○松岩委員

2点おかしなことがありました。

1点目は、道内他都市の状況を今知らなかったみたいな発言がありましたけれども、過去の議論でもふるさと納税を増やしていく、いろいろな調査・研究をしていくというふうに答弁を市側からされていますので、なぜ道内で多く取っている自治体の職員数を把握していなかったのか。それを踏まえて把握していたとしても、1人というのはおかしいし、していなかったというのもおかしいです。

それから、1人がどうか適切かどうか今後、来年度以降判断していくということですが、現時点において絶対に足りないのは目に見えています。これで満足、十分だというふうには絶対言えない中で、なぜ今そういう答弁をされたのか全く分かりません。絶対に足りません。これから寄附金を増やしていくのであれば、今のままでいいのだと言うのであれば1人でもいいのかもしれませんが。

本当に繰り返しになりますけれども、ふるさと納税による寄附金収入の増加は、歳入増加策の柱となる取組だと市長が答弁されていますので、その柱となる取組が係長職1人ですかという話になるのです。それを来年度以降、状況を見て増やしていきます。それで、はい分かりましたと私はならないのです。もう少し答弁いただけますか。

○財政部長

今、所管が財政部なので私からお話しさせていただきますけれども、今松岩委員から他都市の状況を確認されま

したが、ほかのところは、やはりどちらかという企画側が多いのではないかとあります。今回、所管を産業港湾部に置いたというのは、逆に言えば企画側に置くことによって、やはり同じ経済側というか、そういうところの調整がまた発生すると。こういうことになるとやはり二重になるので、企画側に置けばそれなりに人の配置もしないといけないということ。では、なぜこれだけ人数を配置しているのかということで一番大きいのは、やはり問合せ件数だと思うのです。11月、12月に、10億円、20億円、30億円頂いているところというのは、それだけ問合せ件数が多いと、苦情等も含めて。そういった対応をするので、マンパワーが必要だということは、やはり想定はできると思います。

我々が今回このように産業港湾部に移したというのは、今回このふるさと納税というスキームというのは、もちろん我々市としてもすごく財源の確保の部分もありますけれども、一方ではやはり地元の事業者の売上げ向上と言いますか、そういうものにも寄与していると。そういったことも踏まえたときに、やはり産業港湾部が精通もしているし、直接そのような関わりもあることから、今回、産業港湾部に移したということがございます。

そういったことを考えると、その人数の部分については、あえてほかのところと比較は単純にはできないのかなと。ほかのところはどちらかといいますと、やはり産業のボリューム的なものがどのくらいあるのか私も分かりませんが、そういった違いもありますので、一概にはなかなか比較はできないのかなと。

ただ、松岩委員がおっしゃったとおりに、やはりこれから金額を増やすという形になりますと、先ほど言いましたけれども、問合せ件数が増えてくるとなると、では1人でどうなのだという議論にやはりなると思います。

ただ、我々としましても、先ほど総務部からお話がありましたとおり、決してずっと1人でやっていくのがベストだというふうには思っておりません。ただ、今回、所管を移管することによって業務内容等も見直しも行いました。そういうことを踏まえた中で、我々としては今後こういった対応をしていくかという部分は、必要であればつけないといけないと思っておりますけれども、ただやはり所管をした1年目で主査を配置するということで、まず1年様子を見させていただきたいと。どうしても必要であるならば、それは必要な人員の配置をしていかないといけないのではないかとこのふうには考えているところでございます。

○総務部長

今回は係長職1名の配置になったわけですが、全庁的にいろいろ職員の定数の管理の部分もございまして。もちろん組織ですから、この1名でずっといくということでは、今、財政部長も言ったように考えてございませぬ。まずはこの形でやらせていただいて、仕事がオーバーフローするとか、営業の部分の足りない部分が出てくることがあれば、もちろん増員も考えていくということにしておりますので、その辺をまずこの形でやらせていただきたいというふうに思っているところです。

○松岩委員

今、総務部長と財政部長から御答弁いただきましたけれども、全然納得できません。だとしたら最初から3名だとかというふうを増やして、業務量がそこまで人員が必要ないというのであれば減らしていけばいいでしょうし。いずれにしても市としてふるさと納税を今後どう取っていくか、獲得していくか、寄附という性質上、目標金額を設定しかねるという答弁もありましたけれども、市としての財政をどう考えて、収入をどうやって増やしていくかということを実際に考えなければいけない中で、職員を1人しか配置しない。さらに、その専門の部署ということではなくて、あくまでも農林水産課の中に係長職をつけるということが対外的にどう見えるかという点です。

私が一般質問で質問させていただいたことが、次の日北海道新聞の記事になりまして、道新の記者に記事にさせていただいたことについて話をしましたけれども、市として新しい取組が見えたため記事にしたというふうに聞いています。市としてどういうふうな取組を今後していくか。

さらに、ふるさと納税というのは知名度とか、そういったことが大事になってきます。全国多数ある自治体の中で小樽市に寄附していただかなければいけないわけですから。そのときに本市は幸いにもネームバリューがある。

観光的な魅力度があるというところで検索数は上位だけれども、寄附につながっていないという中で、ほかの自治体から比べればネームバリューもあるし、行ったことがある、知っているという人も多いし、地場産品もたくさんあるということで、本当にふるさと納税をやるには恵まれた地域であるにもかかわらず、この程度の推移になっていると。

それを踏まえて職員を1人しか配置しないというのは、幾ら財政部長や総務部長から今御答弁をいただいても私は全く納得できないのですが、職員を増やす、もしくはもう少し効率化という話がありましたけれども、1人でも来年度以降増やしていくのだという、スキームというか、仕組みについて、もう少し御答弁いただけますか。

○総務部長

職員の人事配置については、例年ですと夏場に次年度の組織について各部から見直す部分、増やすとか、事業が終了したので減らすとか、業務があふれているから増員するとか、新しい仕事ができるそうだから増員するとか、そういうタイミングがございますので、今の分も含めても、まだ夏場7月ぐらいだとあまり見えないかもしれませんが、それでも大体の傾向は分かると思いますので、7月ぐらいに1回やるのですけれども、それが最後ではないですから、その後もそういう状況を見させていただいて、次年度に向けて人員体制をさらに拡充する必要があるのか。多分あるという形になるような感じはしますけれども、その辺については考えていきたいと思っております。

○松岩委員

今の答弁を聞いていてもすごく違和感があるのですけれども、市として1人で足りるか足りないかという認識なのですか。私は圧倒的に足りないと思っているのですけれども、その認識はどうなっていますか。

○総務部長

まず、今の部分を一部委託化する予定になってございます。ですから、その辺で今の1人の部分で営業力を強化して、ふるさと納税を強化していくという形になっているところでございます。

○松岩委員

分かりません。7月頃に増える可能性があるのであれば、3か月前倒しして来年度から増えた人数で対応すると、今から足りないかもしれないと少しでも思うならば、そういう対応もできるのではないかと思いますけれども、それができない理由というのは何ですか。

○総務部長

私は足りないかもしれないと言ったのですけれども、実態が分からないものですから、その状況を見て、次年度の対応を考えさせていただきたいということでございます。

○松岩委員

少し話が戻りますけれども、この新しく所管を移すとなった議論が庁内でされ始めたのはいつ頃ですか。

○総務部長

大体10月ぐらいからです。やはり財源を、ふるさと納税に力を入れていくべきだという話が出て、その辺から庁内でどのような形がいいかということを議論し始めたところです。

○松岩委員

そうしたら、一般質問の答弁をいただくまでに5か月前後の日数があったと思います。私はこの道内他都市の職員の人数が何人いるかということ電話で全部調べたのは、大体1時間半ぐらいで終わりました。グーグル検索をすればもっと細かく出るのでしょうけれども、1時間半程度で分かりましたし、ふるさと納税を増やす取組は、先進自治体の事例を調べるなど、とにかくネットで何でも今、調べられる時代なので、専門的な知識を全く持っていない私1人でもいろいろと調べることができました。5か月間時間があって、来年度に1人しか配置しないというのは、余計、私は理解ができないのですけれども、どうしてそういう結論になったのでしょうか。

○総務部長

5か月間、時間はかかりましたけれども、まず今は財政部にありますが、それをどこの所管に置いたら一番効率のかということも議論していた部分で、少し時間を要した部分でございます。

○松岩委員

今ニューチューブを見ている市民の方が聞いて納得できると思いますか。5か月間あって、部署はどこがいいか決めかねていましたと。人数は1人にしますと。それで、はい分かりましたとならないと思うのですけれども、どうですか。

○総務部長

時間がかかったのは事実ですけれども、一応その議論はして時間がかかったというのが事実でございます。

○松岩委員

もう落としどころが見えないのですけれども、とにかく、いずれにしても1人しか配置しない、具体的な目標金額は設定しない、それでも財政は足りていない、来年度以降7月頃にまた増やすかもしれないという。もう何でしょう、本当に行政というか、役所の悪いところが全て出てしまったように私は思うのですけれども。収支改善プランは長い年数をかけて財政を改善していこうというようになってはいますが、本気度が全く分からないですし、危機感が感じられません。何なら職員を新たに増やして、人件費が増えるかもしれないのですけれども、職員を新たに採用するぐらいのスタンスであってもいいはずなのに、なぜこのような議論が今、延々と繰り返されているのか、もう少し納得できる答弁をいただけますか。

○財政部長

今、収支改善プランについてお話がありましたけれども、先ほど担当主幹がおっしゃっているのは、我々としては目標を高く持っております。ただ、収支改善プランを設定するという事は、それをベースに我々も予算を組んでいくということです。

ですから歳入については、不確定要素で高い設定をするということは、もしそこに行かなかった場合に、歳出を含めて全体に影響があるということを、先ほど主幹からお伝えはしております。それが分からないというのは、私としてもそれは少し、どうしてかというのは疑問に思っております。

ですから、ただ単に目標設定するのは、幾らでも設定はできると思います。ただ、収支改善プランというのは、あくまでもそれをベースに我々も今回、令和3年度の予算編成についても、収支予算案を組んでと。そういうことを考えると、むやみに目標設定が高いからといって、それを見込んで予算編成できないということもあるので、それは改めて先ほど主幹からお答えをさせていただいたということなので、これは理解をしていただきたいと思います。

先ほど、私から言うのも少しあれなのですけれども、我々が今所管をしているのは、実際に今担当1人を配置して、ほかに主査、課長もその事業は見ている状況でございます。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、我々は、市民とか寄附者にとってどう見られるかということは、いかにどういった寄附のしやすい状況であるとか、どういったものを見られるかという部分は我々も考えまして、今回いろいろと見直しをさせていただきました。ですから、職員体制がどう見られるかというよりは、やはりそういった視点ではないのかなと。

ただ、繰り返しになりますけれども、我々としても松岩委員がおっしゃるとおりにマンパワー的にこれだけ力を入れて、財源確保として、ある程度高い設定をするのであればそれなりに人を配置すべきかという部分は、我々も否定はしてございません。それは思っております。ただ、最初の今の状況の中で、人数をでは多く何人でも、ほかの市が5人、6人配置しているから、では配置してということは今はできないということなのです。

ですから、我々としてはそれをしっかり見定めながら、決して必要なのに配置をしないという、先ほど総務部か

ら言っているわけではございませんので、そこはやはり業務の改善、今回、見直しを大分させていただきましたので、そういった仕組みの見直しをした中で、改めてスタートした中でもう少し今の体制で見定めていきたいということなので御理解を願いたいと思います。

○松岩委員

それを言い出したら、何のための収支改善プランなのだと私は思います。市として財政が幾ら足りなくて、毎年の予算組みの関係で高い目標を立てたときに達成しなかったら計算が合わなくなるというのは分かりますけれども、だとしたら何のための目標金額なのだという話になりますし、目標がなかったら、それを達成することもできないわけなので、そのあたり何か認識の違い、ずれがずっと平行線であるのかと思います。

これ以上やっても切りがないようなので、これ以上はやりませんけれども、市のふるさと納税に対しての考え方や在り方がよく分かりましたので、次回定例会以降しっかりと議論していきたいと思います。

◎成人式について

成人式について1点質問します。

令和4年度以降のアンケートに関して1月開催を希望するという方が圧倒的に多いということでありました。関連する事業者、貸衣装業や美容協会の方々も1月開催を希望すると。社会教育委員も1月開催希望が多いということなのですけれども、これらを含めて、なぜ1月開催が多いと教育委員会が考えているか、考えられる理由をお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯学習課長

1月開催の理由ですけれども、まず一つは法務省や文部科学省などを中心にした連絡会議というところがあるのですけれども、その連絡会議の成年年齢引下げ後の成人式の実施について全国を対象に行ったフォローアップ調査の結果が今年1月に出ているのですが、1月に成人式を開催する市町村が全国の約9割という結果が出ておりました。1月に国民の祝日である成人の日が設定されておりまして、その日を中心に成人式を行うというのが全国的な慣例になっているということで、1月の開催のまま変更しないという意見が多かったというふうに考えております。

アンケートなどで美容協会とか、ほかにも聞いてはいるのですが、1月開催の理由としては、年末年始の帰省中に開催できることですか、正月の雰囲気が残る中ということで、1月がよいのではないかとすることを美容協会の理事会の意見として聞いているところでございます。

また、アンケートは自由記載だったので、全員ではないのですが、ほかの事業者の方からは、今までどおり変える必要は感じられないというような意見をもらっているところでございます。

○松岩委員

私も別に1月でも5月でも8月でも、多くの人がしたいという時期にしたらいいのかなとは思ってはいるのですが、一般質問でも例示した1月開催のデメリットが大きく2点ありまして、1点目が気候です。札幌管区气象台が発表する1970年から2020年の過去50年間の小樽の気候を昨日調べましたところ、素人のデータ分析なので効果的に示すことが難しいのですが、気温や降水、降雪、その他いろいろな気象条件を見ても、圧倒的に1月というのは気象条件が悪くて、5月、8月のほうが天気がいいと。桜の開花も過去30年平均では、小樽市の場合5月2日が開花になっておりますので、非常にいいのかと思います。

それから2点目が、未成年者の飲酒です。

本市では、平成24年に小樽商科大学のアメリカンフットボール部で飲酒死亡事故が発生しています。当時亡くなられた1年生というのは、実は私と同学年の世代になりまして、その中に私の同級生である友人も急性アルコール中毒で搬送されたという過去があります。このような背景を持つ本市においてアンケート結果から1月開催というのを決めるというのは理解できるのですが、まだ急いで決める必要はないのかと思います。

令和3年はたまたま感染の状況から5月に開催するという経緯もありますので、それも踏まえてもう一度、来年

度以降の成人式の開催時期について在り方を検討してみてもはと思いますが、市の見解を伺います。

○（教育）生涯学習課長

今回具体的なデータをお示しいただきまして、5月のほうが気候はよいということで、雪による道路の狭さというのもないですし、桜の下で写真も撮れるということなども考えると、御指摘のとおりメリットも多いのかというふうに思っております。

アンケートのほうでも先ほど申し上げましたとおり、正月の雰囲気が残る中でというお話もありましたし、雪の中での振袖というのも北海道ならではの行事になっているのかというふうに思っているところです。

あと、1月だと早生まれの方が飲酒してしまうきっかけになるのではないかということだったのですが、アルコールについては成人式を行うかどうかに限ったことではなくて、大人としての自覚を持って20歳までは飲酒をしないと、飲むにしても節度を持って飲むとか、またコロナ禍ですので飲食の機会もできるだけ少人数で行うとか、季節に限らず成人として自覚を持った行動をお願いしたいというふうに考えております。

急がなくてもいいのではないかというお話でしたので、私たちもまずは今回初めて5月に開催するというのを考えておりますので、参加者、保護者、関係者などからもやってみたらよかったというような意見も出てくるかもしれないというふうに思っております。

アンケートでまず、1月が7割から8割というふうに占めていましたので、まずは国民の祝日である成人の日のある1月の開催を基本として考えるのですが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、改めて開催時期については決めてきたいというふうに考えております。

◎広告料収入について

次の質問になりますけれども、1問だけ広告料収入についてお伺いします。

先日の予算特別委員会で屋外広告物条例について質問しましたけれども、市が所有する広報掲示板をデジタルサイネージに変更することで広告料収入を得ることができるが、一方で条例上の課題があるという議論をしております。財政部も同じ委員会に出席していましたので議論のやり取りを聞いていたと思いますけれども、財政部としての見解を最後お示してください。

○（財政）尾作主幹

今、委員からお話のありました市所有の掲示板をデジタルサイネージに変更して、広告を表示させることで広告料収入を得る手法など、これにつきましては今まで検討は行われておらず、その手法に係ります費用面や運用面の課題等については、今後研究していきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

共産党に移します。

○酒井委員

◎避難所運営マニュアルについて

それではまず、避難所運営マニュアル及び防災についてお伺いいたします。

先ほどの報告の中でも学校の空き教室について話が進められていることなどから、年度内には難しいということ御報告があったとおりであります。この学校の空き教室活用については、昨年に行われた議会の中でも進めるべきだというふうに言っておりまして、私も非常に歓迎をいたしております。

現状この空き教室の話合いについては、どのようになっているのかお伺いいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

学校の空き教室の交渉状況でございますけれども、これまでおおむね小・中学校へ2回、災害対策室職員が回っております。学校との打合せをした中でありますけれども、その状況といたしましては、少し極端なことを言いますが、東日本大震災のような大規模な災害が発生して学校が開けないような状況、生徒を呼ぶということをしないような状況になった場合は、職員室や校長室など学校のコアになる施設以外の教室を全て使わせてもらいますというようなことをこちらから投げかけました。その回答といたしましては、そうですよねというような回答で、全学校に理解を示していただきました。

その上で、もう一方、学校を開きながら、もし避難所を開設した場合、我々市サイドからすると、避難所としての教室の確保が一番しにくい状況だと思うのです。そのときに貸してもらえる教室などについて協議を行ったところでございます。

○酒井委員

そうですよね。先ほどおっしゃられたように東日本大震災クラスのもので、学校が開けないとはっきりと分かっているのだったら、さすがに学校は理解しやすいと思うのです。

ただ一方で、今、想定しておかなければならないのは、そうではない短い期間の空き教室ということになると、やはり難しいというのは私も分かります。もともと学校というのは子供たちのものでありますから、そのために活用されているのは分かっているのです。

ただ一方で、現状であまり使われていない教室がある程度確保できるということであれば、あらかじめその部分は確保できるのではないかなど。引き続き粘り強くこうした避難所としての空き教室の活用について取り組んでいただきたいなと思います。

そこでお伺いしたいのが、避難の在り方についてであります。

従前にも質問をさせていただきましたが、こうした学校などの指定避難所、そうした場合の避難の仕方というものもありますし、それ以外にも自宅での避難、それから車中での避難、さらに商業施設等での避難、こうしたものもあるわけでありまして。改めてこうした改訂される避難所運営マニュアルなどでも、こうした考え方についても考え始める時期が来ているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現在、改訂作業中の避難所運営マニュアルでございますけれども、学校など指定避難所を中心に記載しているところでありますが、委員が今おっしゃられたとおり指定避難所以外にも避難することが多様化する現在の状況において重要であると考えております。それらのことについては、やむを得ず避難所以外に避難する方へ必要な支援に努めるよう、マニュアルの改訂作業を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

そうですね。本当に避難の仕方というものも多様化されています。そうしたことから、先ほどこうした新たに考えていくということが出されました。

ということは、これはいつ行われるかということは別といたしまして、次のということと言っているわけではないのです。今後、将来において自宅避難でありますとか、車中での避難でありますとか、また商業施設への避難ということについて、一定程度の考え方が示されるということで確認してよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

市としましても、感染症などを考慮しますと、あくまでも安全が確認された場合でありますけれども、指定避難所が密にならないように、自宅や親戚の家、やむを得ない場合は自動車などの避難も選択肢の一つと考えられることから、これらのことを周知するとともに避難所運営マニュアルの改訂にも、少し時期がかかるとは思います。載せていきたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしく願いいたします。

ただそうはいつでも、先ほどやむを得ず車中でという話がありましたけれども、それぞれやはりメリットもデメリットもあるわけなのです。例えばその車中で避難している場合には、いわゆるエコノミークラス症候群の問題があるですとか、また、それ以外にも自宅で避難している場合においても、やはりデメリットがあると思います。今回こうした改訂、いつということははっきり示せないですけれども、将来に当たって記していくということでありましたが、こうした啓発なども含めて記されるということで確認してよろしいかどうか伺います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、委員がおっしゃられましたように、自宅の場合や自動車への避難の場合、プライベートが確保される反面、避難所ですととにかく備蓄品もございまして、送られてくる物資なども避難所を中心に回ってくるというようなことがありますので、そういう面は自宅にいたり、自動車に避難した場合のデメリットかと考えられます。これらのことも解決策を見つけることとともに、周知していきたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしく願いいたします。

ところで、今紹介したのが指定避難所以外の避難所ということで、自宅の場合、車中の場合、それから商業施設ということで御紹介をさせていただきましたけれども、先日、北海道新聞にホテル、宿泊施設でも避難ということについても他自治体では検討されている、もしくは計画をされているという話を伺いました。一方で本市ではどうかという状況になると、そこでは未記載でありました。

現状、そうしたホテルなどを使った避難などについて、小樽市として今どのように考えられているのか、また、どのように取組をしようとしているのか、お伺いいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

ホテルの避難所としての利用でございますけれども、北海道が各ホテルと避難所にすることについての協定を結んでおりますので、小樽市としましてはそれに乗っかるような形で現状は考えております。そのほかに、小樽市内に北海道の協定を結んでいないホテルもあることから、その辺については独自に避難所としての協定を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

ただ、なかなかやはりホテルということになると、どこが責任を持たなければならないのかという問題ですが、北海道ということになると、これは北海道が責任を持つという形になるのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これは具体的にまだ少し詰めていない部分がありますけれども、基本的に北海道での枠組みということになっておりますので、具体的な使用方法であったり、費用の弁済、その辺は市が担当することになると考えております。

○酒井委員

いずれにいたしましても、いろいろなことが出てきているわけなのです。すぐく昔の話で言えば、避難所といえ指定避難所しか考えなくてよかったのです。ただ、それがどんどん時代が移り変わってきて、ついには自宅でも避難というようなことも言い出したりして、やはり時代に合わせた対応をしていかなければならないと思います。このホテルを利用したという場合についても、恐らく想定されるのは一般の市民というよりは、例えば旅行者ですとか、前に商業施設での避難がありましたけれども、そういうことで想定されるのではないかなと私は勝手に想像している部分でもありました。

ただ、いずれにしてもこうした、どういった形で使えるかということも含めて、しっかりと情報収集して、それからどういった制度にすることができるのか、それについても考えていかなければならないし、もし必要だという

ことになれば避難所運営マニュアルにも記載していかなければならないと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

ホテルの避難所としての利用でございますけれども、まだまとまっていないところが多いものですから、そこら辺のところは他都市の事例などを参考にまとめていきたいと考えております。その上で避難所運営マニュアルに記載が必要なものは、記載していこうとも考えております。

○酒井委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎避難所開設訓練について

それでは引き続き、避難所開設訓練についてであります。

先日もこの避難所開設訓練を拝見させていただきました。そのときもしっかりと取り組まれているということで、非常に感心したわけでありまして、現在こうした段ボールベッドでありますとか、またパーティションなど、そういったものもそろえられております。

その一方で、今のコロナ禍の下で、密にしないという取組の中でテントを使ったりですとか、様々な工夫が各自自治体の避難所開設訓練で行われているという事例も多数拝見をいたしました。そうした新たな取組といいますか、新たなツールといいますか、そういったことも含めて情報収集をしっかりとしていく。そして、取り入れられる部分については取り入れていく。いずれにしても情報収集はしっかり行っていくということが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

避難所の備品のことについての御質問でありましたけれども、委員おっしゃられるとおり小樽市として今考えていること、それとは違うこと、もしくはそれより進んでいることというのが、他の自治体でも見受けられますので、そこら辺は他の自治体を調査して、取り入れられるものは取り入れていく。取り入れられないものに関しても長期的な視点で取り入れてくるものがあることについては取り入れていくということで、やっていきたいと考えております。

○酒井委員

しっかりと情報収集に努めていただきたいと思います。

一方で、先日桃内で行われていました避難所開設訓練で若干気になったことがありました。何かといいますと、それはトイレでありました。簡易用のトイレ、これを使うということでやっていたけれども、段ボールにビニールをつけたような感じのもので、私はやはり素人目に見てもなかなか利用するのが少しためられるなというふうに思ったのです。非常時なのだから仕方がないというふうに思うかもしれませんが、それに、想定されているのは、恐らくトイレで使うということが普通なのだろうなと思うのです。今そういったトイレというものについて避難者がなかなか利用しづらいトイレだったら水分を控えてしまう。それがまたいろいろな問題につながっているという、そういった報道もあります。

そうしたことから、こうしたトイレということについても考えていく必要があるのではないかとこのように思うのですが、現状で携帯トイレというか、簡易トイレは使いづらいと思いませんか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現状で避難所、指定避難所に備わっている本来のトイレが使用できる場合は、それを使用するというものになっておりますけれども、それらが使用できない、使用不可の場合については、確かに使いづらい面もあるかもしれませんが、簡易用のトイレを利用するしかないというふうに考えております。

○酒井委員

現状では仕方がないです。

ただ、以前、総務常任委員会で視察いたしました長岡市では避難所のところでマンホールトイレを設置しております。マンホールを利用して、そこに便座をつけて行うというもので、確かにこれだったら下水とか使えない場合でも利用できるのだなというのがよく分かるものでありました。

こういったものに対しての情報収集ですとか研究とか、やはりしていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、委員おっしゃられましたようにマンホールトイレなどについても、多分、下水道がなければ、少しそれは難しいのかと思いますけれども、どんな条件で、どのような費用がかかるか等についても研究してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしく願いいたします。

ところで、この避難所開設訓練でありますけれども、以前は、1月に旧豊倉小学校を使用して訓練を行うのだという形で説明がされていたと思います。ただ、実際にはコロナ禍の問題などもあって難しかったといった実例があります。現状では、こうした訓練について延期されている状況だと思うのですけれども、いつ頃に行うおつもりなのかなど、現状についてお示してください。

○（総務）災害対策室長

今、委員おっしゃるように、冬期の避難運営訓練ということで1月に計画しておりましたけれども、やはり新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しないということもありまして、今年度開催というのは非常に難しくなりましたが、来年度、また気持ちを新たに、そういう計画も立てていきたいですし、冬だけではなくて、夏場の課題だともあると思いますので、その辺は季節に応じた課題を抽出するというので、避難訓練を計画していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

やはり開設訓練を行っている自治体で共通していることは、今はこうした新型コロナウイルス感染症の状況があるからこそ、それに対応した訓練が必要なのだということを強調されておりました。確かに困難はあります、ふだんの開設訓練よりも。だけれども、災害は待ってくれないわけでありますから、できるだけ、年度明けた早い時期に実施をして、その際にはどういった訓練が行われているのかについて、前に私は、そこに行ってみることはさすがに難しいかもしれないけれども、今だったらインターネットのツールがあるわけだから、Zoomなどを使ってこういった訓練を行っているということをやってみたらいかがかと質問したのです。そのときにお答えになったのが、カメラとかパソコンとかだと思うのですけれども、言ってみれば物が無いというのが理由だったと思うのです。

やはり、こうした時期が当面延期になったことを踏まえて、改めて災害対策室として、そういったツールをそろえて、それで広く市民が見えるような形で、そういった訓練状況なども紹介できることを考えていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室長

今、御意見ございましたとおり、やはりZoomでの会議というのも全庁的に、今、少しずつやっております。そういうZoomの活用ですとか、我々もその機材をそろえた中で、メディアに訴えかけるような手段というのは、少し検討していきたいなと思っておりますし、皆さんに避難所の運営マニュアルといいますか、手順が分かるような形の公開方法もまた検討していきたいというふうに思っております。

○酒井委員

ぜひ、次にどこで行われるかというのもまだ分からない状況でありますけれども、しっかりと、この避難所開設訓練なども進めていただく、それから運営マニュアルの改訂などもしっかりと進めていただく。災害は待ってられないですから、本当に忙しい中で困難だとは思いますが、ぜひしっかりとこういったことについて取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎学校の跡利用の問題について

次に、学校の跡利用の問題についてお伺いいたします。

以前にも、市内の3校について紹介がされ、サウンディング型市場調査が行われたと。ただ、その一方で、なかなか難しかったというようなお話がございました。

現在の状況について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室津川主幹

閉校施設の跡利用の現状につきまして、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校についてサウンディング型市場調査を行いまして、相談等はあったものの最終的に具体的な提案には至らなかったことを、令和2年第2回定例会において報告しております。

その後ですけれども、この3校につきまして、民間事業者から何件か御相談はいただいております。ただ、今のところまだ具体的なお話には至っていない状況であります。

○酒井委員

なかなか難しいということだと思っております。相談は行ったけれども、条件に合わなかったりということもあるのかもしれないです。様々なものがあつたのだと思います。

やはり、今こうしたものが進んでいない現状がある以上は、新たな考え方が必要になってくるのではないかと思います。そうした学校の跡利用について新たな考え方を持っていく。そうした必要性について、市としてどのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用の検討につきましては、現在、平成30年12月の学校適正配置等調査特別委員会でお示ししました「学校跡利用の検討の進め方について」、こちらにお示したフローに沿って進めております。ただ、今後、サウンディング型市場調査の提案がない状況におきましては、売却も視野に入れて検討を進めることとなりますけれども、他都市において、よりよい進め方の事例などについても調べてみたいと考えております。

○酒井委員

先ほど、3校について説明がありました。では、他の学校跡地はどうかのだろうか。例えば旧色内小学校であります。あそこについては、以前、道営住宅になるのだということでその地域の方に説明をした。その後で道営住宅という話がなくなって、結果として町内会の方になくなったのだというお話をしたという経緯がございました。ほかの学校についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○（総務）企画政策室津川主幹

今、お話がありました旧色内小学校ですけれども、こちら道営住宅の建設という方向で、現在も建設部において道と協議を行っている状況になります。

○酒井委員

ここは総務常任委員会ですから、その道営住宅の云々という話は、できる話ではありません。ただ、今の道営住宅の進み方而言えば、新しく住宅を造るということではなくて、現在、既存の住宅を廃止する中で行っていくということが道内各市でも明らかになっているわけでありまして。慎重な対応が必要だと思っております。

そこで、現在の跡利用についてでありますけれども、なかなか進んでいかない。そのための課題となっているこ

とは一体、何というふうに捉えられているのかお伺いをいたします。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用が進まない課題ですけれども、大きくは三つほどございます。一つには、こちらの閉校施設、非耐震の建物がほとんどでございます。跡利用のためには、耐震改修のため多額の費用負担が生じてまいります。こちらがまず一つ。

二つ目は、閉校施設の立地条件です。現在、こちらの閉校施設は、市街地から外れているものが多くありまして、交通の利便性がよくない。

あと最後に、閉校施設は、土地利用上、用途制限がかかっているものがございます。この三つが特に大きな課題と考えております。

○酒井委員

そういった課題をクリアしながら有効活用していかなければならないというのは、本当に困難だと思っております。

ただ、実際にはこれまで庁内で議論しました。それから、こうしたサウンディング型市場調査を行って民間の意見を聞きました。では次はどうするかとなったら、やはり市民に意見を聞くしかないのではないかと考えています。ただ、その市民に意見を聞いても、直ちにすぐ活用できる意見が、ぼんと出てくるとはなかなか思えないのですけれども、それでも皆さんの声を聞かせてくださいということで、もしかしたらそうした新しい案が出てくるかもしれない。それから、もしくは地域によっては、ここの地域に公園を造ってほしいのだということがもしかしたら出てくるかもしれない。いろいろなことが出てくるかもしれないのです。やはり財政的に大変なのだから売却したほうがいいのではないかとということも出るかもしれない。

いずれにしても、こうして庁内で検討され、民間の意見を聞いた。次は市民に意見を聞く番だと思うのですけれども、何らかの意見を聞く、そうしたお考えについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

先ほどお答えしましたとおり、サウンディング型市場調査の提案がない状況におきましては、売却も視野に入れて検討を進めることとなります。ただ、跡利用について市民の御意見を伺う手法につきまして、他都市においてよい事例などがあるかも調べてみたいと考えております。

○酒井委員

なかなか困難だと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

◎マイナンバー制度について

次に、マイナンバー制度についてお伺いします。

このマイナンバー制度については、非常に問題があるということを常々申し上げてまいりました。だからこそ、このマイナンバー制度については活用するべきではないということも申し上げてまいりました。

一方で、政府はこのマイナンバー制度をさらに進めることとして、マイナポイントですとか、また、健康保険証としての利用、こうしたことも出したわけでありまして。その結果、報道されている範囲では普及率が上がったのだということが言われていますけれども、こうした普及率について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○（総務）情報システム課長

マイナンバーの交付に関しまして、戸籍住民課で担当しておりますので、そちらに確認したところ、1月末の数字ではございますがおよそ22.8%という交付率になっております。

○酒井委員

そうですね。大きく増やすと政府は言うておきながら、なかなか進んでいかない。進んでいかない一番の原因というのは、そうした問題があるというふうに国民、市民が思っているからには私はほかならないなと思っております。

す。

そこで、先ほど紹介いたしました、3月から順次開始と言われている健康保険証としてのマイナンバーカードの利用についてであります。ただ、これも本当に利用できるのかというのが非常に疑問視されております。ある医療機関では、こうしたマイナンバーカードだけを持って受診することはやめてくださいと。もしそうなった場合には10割負担になる可能性がありますということを出している。また、そういったことをやっている団体もあります。

一般論として、そうした医療機関に、カードリーダーなどが無い場合には受診できないですとか、10割負担というふうに私はなるのではないかと思いますけれども、その点についての認識はいかがでしょうか。

○（総務）情報システム課長

一般論としては、委員のおっしゃるような懸念も御意見としてはあるのかと思いますけれども、個々の医療機関等の状況について、私からはお答えすることができません。

○酒井委員

実際にできるかどうかということは、当然、ここの委員会の場所で話せる話ではないですからそうですけれども、やはり一般論としてはできなくなる。いや、そのように混乱させるということは、私は問題あると思っております。

このマイナンバー制度について、様々な新たな活用を行おうとしております。先ほどの例以外でも、運転免許証との一体化でありますとか、また戸籍情報連携システム整備とか、様々な拡大をしようとしておりますけれども、こうした拡大に向けての政府の動きについて、市としてはどのように捉えられているかどうか。

○（総務）情報システム課長

マイナンバーカードの今後の活用に関しましては、委員おっしゃったように運転免許証との一体化ということもございますし、あと、外国人の方の在留カードですとか、それから、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するというような機能も国としては進める方向であると伺っております。

○酒井委員

国は、どんどん活用を進めようとしております。しかし、一方で大きな問題が生じております。このデジタル化ということでききますと、利便性が高くなればなるほど問題になってくる。この利便性の高さセキュリティレベルの低さというのは表裏一体だと言われております。また、このマイナポータルなどでも同じことが言えると思います。

小樽市として、情報漏えいを100%防ぐ完璧なシステムの構築は可能だとお考えでしょうか。

○（総務）情報システム課長

マイナンバー制度そのものに関しては、国でやる施策ではございますけれども、どのようなシステムであっても100%絶対に防げるというものをつくるのは難しいのではないかと、このように考えております。

○酒井委員

そうですね。どうやろうとしても、やはりそういったリスクが生じるということのはっきりしているわけがあります。

これまで、このマイナンバーについて政府はどういうふうに説明してきたかといいますと、税、社会保障、災害、この3分野に利用範囲を限定するのだということを言っていました。それから、分散管理を行って情報漏えいを防ぐのだということを言っていました。個人情報保護委員会の監督で安全性を確保する、こういうふうに説明してきました。しかし、実態はどうかといいますと、これを越えてきております。例えば、国民の所得、資産、医療、教育、こうした個人情報の連携を強めると。もうもはや3分野を越えている状況にあります。さらに民間との連携ということになっていくと、ますますこうした情報漏えいのリスクは高まっていくのではないかと思います。

こうした不安、私はこうしたことについて問題だと思っておりますけれども、こうしたことについてどのように捉えられているでしょうか。

○（総務）情報システム課長

マイナンバー等の使用に関しては、どんなことに使ってもいいという、そういうお話ではございません。あらかじめ決められた、定められた範囲でしか使用できないものでございます。私ども小樽市としまして、慎重に取り扱っていくべきものであると認識しております。

また、カードそのものに、税だとか、あるいは先ほどの保険証の情報だとか、そういった機微な情報が入っているというものではございませんので、カードの活用、利用が様々な方向に広がったとしても、それが全て、税情報が漏れてしまうとか、そういったことにつながるものではないと考えております。

○酒井委員

いずれにしても、このマイナンバーについて、私はすごく問題になると思います。結局、今、漏れても大丈夫なのだというのが、これまでの説明だったのです。ただ、民間の情報とマイナンバーをひもづけされることによって、民間から漏れた場合に、結果として、そういった情報が全部漏れてしまうという、そういったリスクがどうしても避けられないと思います。大きな問題だと主張しておきます。

◎学校適正配置について

学校適正配置についてまとめて聞きます。

今は先延ばしされているわけであります。私はずっと先延ばしするべきだと思います。少なくとも、今、学校の耐震化が進められるわけでありますから、この耐震化が全ての学校で済むまでは行うべきではないと思います。それについての確認が一つ。

それからもう一つ、小規模校についてであります。

小規模校についても、これまでメリットについては記述してはありますけれども、それでも教育委員会としてはやらないということが出されていたわけなのです。改めて、新たな適正化基本計画、大分後になると思いますけれども、策定することになれば、そうした小規模校についても否定するのではなくて、それも有り得るということもやはり考えていくべきではないのかというのが一つ。

それから、市長は、まちづくりの在り方を含めてこの学校の在り方も考えていくべきだということにお話をされておりました。市教委として、このまちづくりの観点についてどのような感覚をお持ちになられたのか、この三つを併せて伺って質問を終わります。

○（教育）主幹

学校の適正配置に関わっての御質問ですが、まず、耐震化工事が完了するまで見直しを行うべきではないという御質問ですが、これまでの適正化基本計画を見直しすることとした際に、学校の耐震化を学校再編と切り離して進めることとしましたので、計画の見直しは耐震化と関連づけてはおりませんが、現時点では見直しの時期については示せる段階にはないという状況です。

小規模校も、今後は有り得るのかということですが、学校の適正な規模の考え方についても含めまして、今、計画の見直しを行っているということですので、現段階ではお示しできる状況にはないというところでございます。

3点目のまちづくりの観点についてどう捉えているかということですが、学校再編の計画の見直しに当たりましては、まちづくりの観点から学校は地域のコミュニティーの場であること、防災の拠点であることなど、地域における学校の役割についても併せて考慮していく必要があるものと認識しております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎防災について

今回もまた防災について最初に質問させていただきます。

昨日で東日本大震災から丸10年を迎えました。ここ1か月ほど、テレビや新聞ではこの震災にまつわる番組や記事が報道されていましたが、改めて自然災害の恐ろしさを感じるとともに、幾ら年数がたっても被災された方々の傷は癒やされていないということが分かりました。

それで、最初に、冬期避難訓練を今後やるのかどうかということを開こうと思っていたのですが、先ほど酒井委員から質問がありましたので、これはやらないということで、分かりました。ただ、阪神・淡路大震災が1月、そして、この東日本大震災が3月ということから考えると、やはりどのようなことがあっても冬期訓練は必要だと感じておりますので、今回はコロナ禍という不測の状態もありましたけれども、来年度はぜひ訓練をやりたいと思います。

そこで、冬期訓練が中止になったことにより、令和2年度の避難訓練としては、11月に桃内町内会館で避難所運営訓練を行ったのみとなりましたけれども、令和3年度は何回くらい訓練を予定しているのかお聞かせ願いたいと思います。というのは、災害は忘れた頃にやってくる、備えあれば憂いなしで、どんなに立派なマニュアルをつくったとしても、いざというときに経験していないとできませんので、そのためにも、できるだけ多くの会場で、地域の方々にいろいろな角度から訓練を行ってほしいと思いますけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

来年度の避難訓練については、現時点で職員が参加できる訓練を2回実施することができればと考えているところでございます。そのほかでも、職員研修の中で避難所の資機材の説明等を行っていききたいというふうに考えております。

また、来年度に向けて、新しい自主防災組織の町内会が、今出来上がろうとしているような状況ですので、そういったものができれば、その町内会に対して、また防災講演なり訓練なりを行っていききたいというふうに考えております。

○松田委員

避難訓練というのは、場所にもよりますが、限られた人数でしか行えませんので、訓練を行う際には、他地域の住民の方に対しても一般公開すべきということを以前、要望いたしました。ただ、それは感染症拡大のリスクから難しいという御答弁でした。感染リスクが心配というなら、先ほど少し酒井委員も言っていましたけれども、今後は訓練会場をオンラインでつなぐなど工夫されてはいかかと思いますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

昨年、11月に桃内町内会館で避難訓練を実施させていただいたので、そのときの動画をまだ編集できていないというのがございます。編集できた際には、その動画を動画サイトに掲載するなり、そのほかに、今、委員がおっしゃったように、どのようにすれば広く市民の方に可視化できるかを考えながら今後検討していきたいと

考えております。

○松田委員

東日本大震災が10年を迎えるに先立ち、全国地方紙29社が共同プロジェクトを組み、防災意識の変化を調べる全国アンケートを行った結果、住民の防災意識に地域差があり、北海道は避難行動の意識について課題があったという報道がありました。私自身、東日本大震災で友人が被災していなければ、ここまで防災意識があっただろうかと思えますし、何といてもやはり北海道胆振東部地震でブラックアウトを経験したということが、さらに防災意識を強めたように思います。やはり大事なのが日頃からの防災に対する関心度ではないかと思えます。

そういったことを考えると、市として積極的に市民に対する防災意識の啓発活動が大事ではないかと思えますが、これに対する認識をお聞かせ願いたいと思えます。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

防災に関する啓発活動の部分ですけれども、現在、我々災害対策室では、広報おたるに年2回、防災に関する記事を掲載し、毎月月末の金曜日には、FMおたるで防災に関する情報を放送させていただいている状況でございます。

そのほかに、来年度につきましては、防災パンフレットを作成しまして、市民の皆様に配布して防災意識の向上を図りたいというふうに考えております。

○松田委員

そういった防災意識の啓発活動の一助として、災害対策室では市民や各団体の要請に応じて防災講演を行っているというふうにお聞きしておりますけれども、令和元年度と2年度における開催回数、参加者数、参加者の反応など、その状況をお聞かせ願いたいと思えます。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

まち育てふれあいトークなどの防災に関する講演回数等につきましては、令和元年度におきましては開催数14回、参加人数は495名。令和2年度につきましては、開催数4回、参加人員は458名となっております。

また、参加者の反応につきましては、防災に関して分からないことが理解できてよかった、また、公助の充実を求める意見など、様々な御意見をいただいている状況でございます。

○松田委員

これは御提案ですけれども、市民の防災に対する意識、関心度を知るために、先ほど言った講演を行った際に参加された方に防災に関するアンケート調査を実施し、今後の防災対策の参考にしたらいいのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

私どもとしましても、市民がどの程度、防災に関する危機意識を持っているか、また備えについての準備等をしているかなどの調査も必要と考えておりますので、そういった防災講演の後、もしくは、町内会で呼ばれた訓練等の後には、今、委員がおっしゃったようなアンケート調査をして、どの程度、皆さんの意識があるかというのを確認していきたいというふうに考えております。

○松田委員

よろしく願いいたします。

それで、通常2月には地域防災会議が行われ、防災計画の見直しが行われると聞いておりましたけれども、今年度の見直しにはどのようなものがあり、いつからその防災会議の意見が反映されるのかお聞かせ願いたいと思えます。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年度の地域防災計画につきましては、先日、各防災会議の委員に意見を求めて、承認されたということでもつ

て、新年度からは今の新しい防災、公示になってから地域防災計画が反映されるものとなっております。

○松田委員

どのような見直しがあったかということは、まだ発表できないということでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

修正の主なポイントにつきましては、大きく5項目ございます。一つ目は、通信計画の部分で防災行政無線のことを追記しております。また、災害予防計画等、防災訓練計画等につきましては、一部内容を入替えて、項の修正等を行っているような状況でございます。

また、災害応急計画等につきましては、河川タイムラインの策定について掲載したところでございます。

また、災害応急計画、避難救出計画につきましては、北海道の避難判断伝達マニュアルというものが改正になりましたので、それに合わせて、小樽市でもそのマニュアルを改訂しております。

最後に、災害応急計画につきましては、感染症対策に関わる基本事項を追記しているという、大きな項目でございますけれども、このように改訂しているところでございます。

○松田委員

これは一般質問でもしたのですけれども、現在の地域防災会議の委員の任期はいつまでで、私が一般質問で提案させていただいた女性委員のさらなる登用への見直しはいつ頃から検討を始めていただけるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、防災会議委員の任期については定めていない状況でございます。ただし、防災会議委員を委嘱しております団体の長が、異動なり等がございましたら、後任の委員に変更しているというのが現状でございます。

また、女性委員の部分ですけれども、先日御提案いただいたところから、どのような選定方法を実施すべきか、そういったものを検討し始めたばかりですので、現時点では、来年度以降にどのような形で参画していただけるかというものを御提示させていただきたいというふうに思っております。

○松田委員

しっかり検討していただいて、少しでも多く女性委員の意見が反映されるように、登用の御検討を願えればと思います。

とにかく自助、共助、公助と言いますが、大切なのは自分の命は自分で守るということです。今後とも防災について、災害対策室の方にはしっかり取り組んでいただいて、御尽力していただければと思いますので、防災に関する質問はこれで終わらせていただきます。

◎職員の人材育成について

次に、これも一般質問でさせていただいたことですが、職員の人材育成について質問させていただきます。

先日の一般質問の御答弁では、本年度の市職員の採用人数は92人ということでしたけれども、この方たちの中で小樽出身の方はどのくらいいるのか、もし分かっていたら分かる範囲内でお聞かせいただければと思います。

○（総務）職員課長

出身地についてのデータというのは持ち合わせておりませんが、初任給に関わる最終学歴区分より、小樽市に所在地のある学校を卒業した人数ということでお答えさせていただきますと、33名となっております。

○松田委員

この方々が現実に小樽出身かどうかは分からないということですが、とにかく小樽のまちづくりのために、しっかりこの方たちには頑張っていただきたいと思います。

この方たちは、4月1日の辞令交付式を終えた後は、一定期間研修を受けるということになってはいますが、この新人研修にはどのような内容のものが研修としてされるのか、その研修内容についてお聞かせ願いたいと思

ます。

○（総務）職員課長

新規採用職員研修の内容でございますが、研修は例年6日間程度実施しております。そのうち、基礎的な研修を2日間、委託研修ということで行わせていただいて、そのほかに庁内講師によるものですが、地方公務員制度であるとか自治制度、あとは情報セキュリティー、公務員倫理、小樽市の財政、あとは文書事務だとか、その他健康管理、小樽の地理や歴史など、多岐にわたるものでございます。

○松田委員

この92人の方は、事務職の方もいれば、技術職の方もいると思いますけれども、92人全員同じ場所で同じ内容の研修を受けるのでしょうか。

○（総務）職員課長

新規採用職員研修についてですけれども、病院局採用職員については病院局にて研修を実施いたします。その部分について、受講者については把握していませんけれども、職員課が実施した研修では、事務職、技術職、消防吏員につきましては、割愛採用、選考採用以外の33名が受講しているということになっております。

○松田委員

その場合の講師ですけれども、誰が担当するのか、外部講師の活用はあるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

委託研修を除きますと、ほぼ庁内講師でございます。庁内講師は、カリキュラムに係る各関係部署だとか、あとは講師養成研修を受けた職員講師を依頼しております。

そのほか、外部の講師ということでございますと、令和2年度の実績で言うと、特別講話で、和の心を学ぶというもので、小樽伝統文化の会会長であります藤間扇玉先生に講師をしていただいたところでございます。

○松田委員

平成30年度に小樽市人材育成基本方針を改定するに際して、職員へのアンケート調査を行ったところ、講演会や各種セミナーへの参加だとか、業務に関する書籍の購読など自己啓発に取り組んでいる職員が全体の5割いるものの、取組が困難な理由として、仕事が多忙で残業が多く時間が取れないなどの理由を挙げている方や、また、資質向上のための職場研修や公募研修などについても、やはり仕事が忙しくて時間が取れないという理由を挙げている方がいるようです。

これを受けて、担当課ではその解消に向けてどのように取り組んできたのか、その取組についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、自己啓発を行いやすいようにどのような取組をといる御質問だと思うのですが、まず、研修の面から申し上げますと、限られた予算の中ではありますが、本来の業務の枠を超えて、興味を持った業務について調査するために、その行き先などとか、あとはそういうもの全て職員が考えて、先進地に研修に行くといった先進地視察研修を創設したり、あとは、そのメニューの中でも、できるだけタイムリーなカリキュラムだとか、実務に応用できるカリキュラムを多く取り入れるような感じで、研修を受けたいと思えるような形で、研修についてはつくってきたところでございます。

あとは、職場の中でも、できるだけ、管理職といいますか所属長が、研修を受けやすいような雰囲気をつくるというようなことになろうかと思っておりますけれども、そういうことについても今後取り組んでいくところでございます。

○松田委員

ただ、今も言われていましたとおり、どんなに研修を受けたくても、やはり残業が多くて時間がないという、やはり職場の方々が後押ししてあげられるような、そういう体制を設けていかなければ、受けたくても受けられないという人も現実にいるようですので、そういう点については職場を挙げて応援してあげていただいて、本当に人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

仕事が忙しくて時間が、やはり精神的にも圧迫感を持っている人もいると思うのですが、そういったことで職場の健康管理という面で質問させていただきますが、市職員には健康増進休暇という制度があると聞いております。これについての説明と、これの取得状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

健康増進休暇の説明ということでございましたが、まず、変則勤務職場は、今これからお話しする限りではないのですが、1年度において原則として週休日や休日を含まない連続する4日以内で取得することができる休暇となっております。

取得状況につきましてですが、令和元年度の実績で、病院局職員と、再任用職員を除いて取得した方が1,563人で92.5%の取得率ということになっています。

○松田委員

92.5%ということは、やはり取れない人もいるという、この意味は、本当に健康増進休暇という名前のおり、使い方はそれぞれ皆さんだと思っておりますが、健康増進休暇でリフレッシュして、また明日も頑張ろうというような意味で連続ということを言われた休暇だと思っておりますので、できるだけ100%近く取れるように、またそれぞれ先ほど言ったように、みんなで後押ししてあげられるような雰囲気をつくっていただければと思います。

今回、コロナ禍にあって、市職員からも感染者が発生しクラスターとなったことから、職場が閉鎖され、一時業務を継続するためにその職場の経験者を中心に他課からの応援で何とかしのぎましたけれども、今後同じような状況にならないためにも職員の感染予防対策が大切だと思います。

それで、消毒液の設置はもちろんですが、今、試行的に置いてあるCO2センサーの設置を各課に行うなど、今後どのような対策を考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

今、お話の中で、CO2センサーの導入などの例もあったのですが、庁内での感染防止対策、新北海道スタイルの徹底、これを引き続き行っていかなければならないというふうに考えております。

それから、CO2センサーですが、御指摘のとおりCO2センサーの活用で、例えばこれを全部の職場に置くなどということも、感染対策としてできることであれば理想的ですが、全職場にということになると、当然経費もかかってくるので難しい面もあるかと思うのです。

それで、CO2センサーを買い足さないで済むような、何か方法がないかどうかを考えていく必要もあると思いますし、あと、寒い季節に窓を開ける回数、頻度を必要最小限にするというのがCO2センサーを使う目的なのかと思うのですが、今後、季節が暖かくなっていくということと、あと新型コロナウイルス感染症そのものの拡大の状況というか、そういうものも見定めながら対応を考えていく必要があるのかというふうに思っております。

○松田委員

今、たまたま私はCO2センサーのことを言いましたけれども、それ以外でもしっかり感染対策については考えていただければと思います。

とにかく、新型コロナウイルス感染症に限らず職員の健康管理は雇用主の責任です。ストレスを抱えている人がいないのか、1人で仕事を抱えていないのかということをしっかりチェックし、今後もさらに職場環境改善を行う必要があると感じておりますけれども、これについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

職場環境改善というようにお話でございましたけれども、例えば人間関係を円滑にしていこうというような観点から言いますと、現在コロナ禍の状況で、終業後に職場単位での食事会とか、そういうようなことがしづらい状況でもあるのですが、そんな中でもやはり勤務時間中のミーティングだとか、声かけ、面談、あとは本当に日々の会話の積み重ねによって、この円滑な人間関係を構築。あとはほかに業務のことで言えば、小さなことでも、誰かが業務改善を行ったということ、例えば職場内で共有して少しでも早い時間に帰宅するだとか、あとは定期的に職場の清掃をして職場美化だとか、そういったことで職場環境を少しでも改善していくことが今後も重要になるのかというふうに考えてございます。

○松田委員

とにかく今言ったように、どんな環境、職場であろうと、やはり働いている人にとっては職場の時間というのがすごく長いので、そこの職場の人間関係などが円滑にいくと仕事もはかどるということもありますので、しっかりそれについては今後とも取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎学校教育について

次に、学校教育について質問させていただきます。

この1年間、本当に私たちは経験したことのない、新型コロナウイルス感染症という未曾有の経験をさせられました。大人はもちろんですが、小中高の児童・生徒にとってはつらい1年だったのではないかと思います。数々の学校行事も小規模になったり延期になったりで、楽しみを奪われてしまいました。ある方いわく、今年の卒業生に渡す卒業アルバムには学校行事が少なくかわいそうだという声も出るくらいです。そして来週予定されている卒業式は規模が縮小されて卒業生だけの出席となったため、ふだんど、小学校だと在校生からの呼びかけもありますけれども、それもないようです。それとあと何といてもつらいのは、大きな声で校歌を歌えないことではないかと思います。

ちなみにこれに関連して伺いますけれども、今年度は学校での音楽の授業というのはどのように工夫して行ってきたのか、その点について伺います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省から示されている衛生管理マニュアルでは、室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの器楽演奏は、感染のリスクが高い教育活動として挙げられておりますので、マスクを着用し、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにして、小さな声で歌ったり器楽演奏を行ったりしており、児童・生徒の人数が多い学校などは、飛沫防止のためのパーティションを音楽室の机に設置するなど、感染予防対策を工夫して実施しております。

○松田委員

マスクをして小さな声で、同じ方向に向かってと。本当に、とにかく一日も早くこの新型コロナウイルス感染症が収束することを願って、みんなが本当に大きな声で歌えるようになってもらえればいいなというふうに思います。

それで、教員経験のある学識経験者の意見によりますと、行事縮小によることで一番影響があるのが小学校6年生で、6年生は学校行事や児童会行事等の集団活動を通して社会性を生み、リーダーの在り方を学んで成長するのに、今年はこの経験や活躍の場が奪われているのではないかとこの意見もありました。

そういったことから、子供のアイデアを生かした行事づくりが大切だと、この方は述べておりましたが、教育委員会として、この点についてどのような御見解をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今年度は、行事の延期や変更などがありましたが、各学校においては運動会や学芸会など例年以上に小学校6年生の活躍の場を設けるために、子供たちのアイデアを生かしながら自分たちの思いを表現する場を設定するなどの

工夫をしておりますので、教育委員会といたしましても、このように子供たちが主体的に考え実践する場を設定することは、学校生活の充実に資する大切な教育活動であると考えております。

○松田委員

今、この方の意見で、こういうアイデアを生かした行事づくりが大切だという意見がありましたけれども、教育委員会として、これを実践しているということによろしいですね。

では次に、今、全国的に小・中学生の児童・生徒の中には不安や悩み、ストレスを抱えている子供が増加していると言われております。そのためにも、そのことにいち早く気づいてあげなければならないと思いますが、それに対する小樽市の対応方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

児童・生徒への心のケアにつきましては、各学校で毎朝担任を中心に健康観察を行っており、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等に相談できる体制を整え、児童・生徒の不安解消に努めており、特に心配される児童・生徒や欠席した児童・生徒に対しましては、保護者と連携を図りながらきめ細かな対応に努めているところでございます。

○松田委員

先ほどの市職員のこともそうでしたけれども、やはり声かけをしてあげるといふ、それからいち早く気づいてあげてストレスを少しでもなくするように、ましてや子供ですから、本当にきめ細やかに手を打ってあげて、子供たちがあのときはこうだったけれどもなって、でも大変だったけど、みんなで声を掛け合って頑張ったのだなと後で言えるような。今のこの子たちも、本当に不測の、こんなふうになるなどと誰も思っていなかったと思います。そういったことで、本当に、確かにまだ収束が見えませんが、みんなで声を掛け合って、あのときこういうふうにしてやってもらったのだというような、声かけ運動をしながら、きめ細やかに手を打っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、今、学年末を迎えて、そろそろ学校現場としては4月からの準備を進めていかなければならないと思います。一定の要件によって指定校変更が認められますけれども、昨年の変更者数と、もし今年度の状況が分かれば指定校変更についての状況をお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ちょうど年度替わりを迎える3月でございますので、昨年の令和2年4月、そして今年の令和3年4月の学級数の確定に向けた時期の指定校変更の件数を申し上げさせていただきますと、令和2年4月の学級数の確定に向けては、小学校で46件の変更の申請がございました。中学校につきましては40件の申請がございました。今年の春、4月に向けてでございますけれども、昨日、3月11日時点の件数で申し上げさせていただきますと、小学校につきましては31件、中学校については43件の変更の申請が上がっております。

○松田委員

この指定変更、今聞きましたら昨年は小学校46件、中学校40件、今年はまだ確定ではないけれども、今の時点で小学校31件、中学校43件ということで、この指定変更は場合によっては学級編制にも影響を与えかねません。また、学級編制が1人増えることによって、学級が一つになったり、二つになったりということになると、教師の配置にも影響を与えますけれども、まだ年度途中で確定したわけではありませんが、学級編制の現在の状況をお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

4月に向けての学級数でございますが、今、委員がおっしゃいましたように、子供が学年によって、学級によって1人増えた2人増えた、逆に1人減った2人減ったことによって、学級数が1学級だったのが2学級になり、逆もまたあります。まだ3月中も中盤でございますが、例年3月後半は社会の中では転勤の時期も民間企業ですとご

いますので、まだまだ動きはあるのかというところで、正直こういう状況ですというのがなかなかお答えできないような状況でございます。申し訳ありません。

○松田委員

また、これについては、現在の状況ということで、確定したわけではありませんけれども、今後の動きを見てということだと思います。

私の最後の質問ですけれども、これが一番気になっていたのですが、学校の行事の中止だとか、延期だとか、縮小だという中で、修学旅行の実施状況はどうだったのか。小学校6年生、中学校3年生にとっては最大の行事であると思いますけれども、その開催状況についてどうだったのか、お示ししていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初の予定が延期となりましたが、2学期以降に市内の小・中学校全てで修学旅行を無事に実施しております。

○松田委員

それを聞いてすごく安心しました。

やはり小学校6年生、中学校3年生にとって、宿泊を伴ってみんなと一緒に修学旅行というのが最大の思い出になるとと思いますので、全校実施できたということを聞いて安心しました。

先ほども言いましたとおり、まだ今年も収束していませんので、来年度もどういうふうになるか分かりませんが、とにかく先ほど言いましたとおり、みんなが本当に、これを乗り切って、子供たちにとって元気でいい思い出づくりになるような学校生活を、そしてまたフォローしてあげながらやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎地域熱供給事業について

1点目は、住友商事株式会社との地中熱活用、フィジビリティ・スタディ覚書締結について伺います。

まず基本的な質問ですけれども、地域熱供給とはどういうことなのでしょう。例えば、道内の先進例はありますか。

○（総務）企画政策室布主幹

ただいま御質問のございました地域熱供給事業は、冷水や温水等を1か所で製造して、それを活用する一定地域内の施設それぞれに供給するシステムであると考えています。

道内での事例でございますが、ホームページ上での確認になりますが、札幌市中央区の都心部において、株式会社北海道熱供給公社が天然ガス及び木質バイオマス燃料を熱源として供給事業を行っている事例を確認しております。

○佐々木委員

それでは、第5世代地域熱供給網、5G網と言うそうですけれども、これはそれまでの地域熱供給システムと何が違うのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

これまでのシステムとの違いですが、先ほどの御説明で冷水や温水を1か所で製造するとお話ししましたが、今回の5Gでは、活用する施設それぞれで分散して製造することになります。まとめて製造するのではなくて、活用する施設それぞれで分散をして製造するというのが特徴の一つです。

また、活用する施設それぞれをパイプでつないでループさせると。そして、施設それぞれで熱需要の時間帯などが違います。例えば、学校ですと昼、病院ですと24時間、そうした需要の差に応じてループさせたパイプを通じてエネルギーを融通し合うと。その融通の仕方をAIを使って利用者全体で最適化を図るというものであると説明を受けております。

○佐々木委員

小樽市における熱源は、今回の場合、地中熱とのことですが、地中熱を活用する方法とは具体的にどういうふうになるのでしょうか。もう少し技術的な説明をお願いします。

○（総務）企画政策室布主幹

先ほどの御説明で冷水や温水を製造するというお話をしましたが、それについても地中熱を活用すると。

具体的には、地中に直径12センチメートルほどの穴を、熱量に最適な一定の温度が確保できる深さまで掘って、そこにチューブ管を設置しまして、その管の中を不凍液のような液体で満たすと。その地中の温度は15度ぐらいと言われていますので、その熱を不凍液でくみ上げて、ヒートポンプで熱を上げ下げして施設で活用するというふうに聞いております。

○佐々木委員

この5G網が市に導入された場合のメリットは、どういうふうになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

今、政府が温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする政策を進めるに当たって、大きく貢献できるというメリットがまず一つございます。

そのほかに、本市のような積雪寒冷地では、冬の暖房に使用される燃料、これは市の域外、ひいては海外に依存しておりますが、今回のプロジェクトの場合には、域内のエネルギーを地域で消費する、地産地消のエネルギーとなりますので、域内の経済循環が起こりまして経済効果も期待できるほか、次世代に向けたまちづくりに貢献するなどのメリットがあると考えております。

○佐々木委員

今お聞きすると、非常にメリットの部分では大きいと思いますけれども、逆にデメリットの部分はないのかどうかということですね。

例えば導入のための費用や、既存インフラ、建物との関係や環境負荷などについてどうでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

デメリットとしましては、今のところでは特段考えられないのですけれども、課題につきましては、今御指摘のありましたとおり地中熱導入時や運用面でのコストが課題になるかと考えております。

また、事業としてのリスク等につきましては、現在、住友商事が行っている取組の中で検証がされていくものと聞いております。

○佐々木委員

ほかのまちで、この導入例など例があれば紹介してください。

○（総務）企画政策室布主幹

国内のほかのまちの事例としましては、地中熱を活用したという事例はございますが、御質問にございました5Gということでは事例はないと聞いております。

○佐々木委員

そうしたら国内初ということになると思うのですが、今回の住友商事株式会社との覚書の締結についても少し聞きたいと思います。

地中熱を活用した次世代スマート熱供給インフラ構築プロジェクトの事業化可能性の調査・検討について、協力・サポートを提供する内容の覚書だそうですが、市はどのように関わっていくのかももう少し詳しく説明してください。

○（総務）企画政策室布主幹

今回5Gの導入について、可能性を探る調査・検討のために地中熱を熱源とすると、小樽市の地中熱にどのぐらいのポテンシャルがあるのか、実際に穴を掘削して熱を計測することが必要になりますので、その掘削場所の調整というのがまずございます。

あとは、一定の地域内のエリアで施設にどのぐらいの熱需要があって、その地中熱を活用した場合にどうなるのかを検討することになりますので、市の施設でのエネルギー使用の状況に関するデータの提供などの協力を行っていくこととなっております。

○佐々木委員

フィジビリティ・スタディというのは、そもそもどんなものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

御質問のございましたフィジビリティ・スタディについてですけれども、こちらにつきましては、事業化の可能性の調査のことで、事業化の可否や経済性、リスク、メリットやデメリットなどを検証するものでございます。

○佐々木委員

本市において、結局具体的にどのような項目の調査を行うことになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

こちらにつきましては、企業秘密の部分もございますので、今後、協議をしながら検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

住友商事株式会社が、今回、小樽市においてこのようなプロジェクトを企画・提案された理由とは何なのでしょうか。全国初ということですが、小樽である必要性、小樽の特色の何が理由になるのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

まず一つには、積雪寒冷地であることがあります。あともう一つは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発表している地域熱のポテンシャルマップで、小樽のポテンシャルが高いというふうに評価されていること。

あとは、地域熱を活用すること自体の知名度が低いので、有数の観光地である小樽で行うことでその地中熱活用の知名度を上げるという効果もあります。

あと、ある程度の人口があり、まちがコンパクトであるということがあります。

あとは、札幌に隣接しておりますので、拡大のポテンシャルがあるというふうに考えていると聞いております。

○佐々木委員

そういうことで小樽が適性ありとなることを本当に期待しておりますけれども、今後のスケジュールについて、それから調査の結果、今言ったように適性ありとなった場合のその後の展開について何か分かっていることがあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

今後、約1年かけて事業性の検証を行うと。本市に適性があった場合には、その後、地中熱を核とする小規模の地中熱供給実証実験を行う実証フェーズに移行していく予定であるというふうに聞き及んでおります。

○佐々木委員

本当に夢のある話につながっていただければいいなと思っております。

さらに、ここからは少し私の考えが入ってくるのですけれども、今後の可能性について伺いますが、雪をエネルギー資源として活用すること、ロードヒーティングへの地域熱（下水熱等）の活用等、そういうものの活用も本市の雪対策基本計画の中には載っています。こうしたアイデアも含めて、トータルで事業者と協議して欲しい、そういうことは可能なのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

経費の節減ということを考えますと、ロードヒーティングというのはポイントの一つであると考えておりますので、できるだけ事業者が今後プロジェクトを進める中でそういったメリットを見いだせるようにお話をしてみたいと考えております。

○佐々木委員

さらに、例えば市庁舎、プール、その他公共施設建設の際に、このような熱供給システムを組み込むことができれば、かなりメリットがあるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の5Gの中に、熱供給の最適化を図るといのがございますので、ランニングコストの軽減という視点も当然含まれております。

また、CO2削減等の効果も当然ありますので、御指摘のとおりメリットはあるのではないかと考えております。

○佐々木委員

ちょうどタイミングが合って、うまく話が進んでいただければと思います。

ところで、ZEB（ゼブ）と呼ぶ事業があるのだそうです。Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物で、建物のゼロエネルギー化というのだそうです。

それで、公共施設導入のメリットとして、経費の節減、業務効率の向上、まちの顔としての魅力向上、万が一の際の活動拠点となる、そういうメリットがあるそうです。

市にとって重要なのは、こうした省エネの技術、それからエネルギーを創り出すいわゆる創エネ、それからエネマネ技術、エネルギーマネジメントですか。そういうものを導入するためには、もちろん初期投資も大変必要になりますけれども、こうしたZEBを実現するような建物について、国による補助事業があるのだそうです。例えば二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とか、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業などがあるそうです。こういうものを活用することも、今回の覚書締結を機に視野に入れば、公共施設再編に非常に資するのではないかと私は思っています。

それで、この項最後の質問ですけれども、こうした国の補助金も活用した庁舎などの公共施設建設が現実に全国でも続々と出てきている。そうした中でやはりこうした今回の地域熱利用の覚書締結を機に、こういう熱利用、それから公共施設の長寿命化、ばらばらで取り組むのではなくて、トータルで計画を考えてほしいと思いますが、市の見解をお願いいたします。

○（財政）中津川主幹

ZEBの導入には、太陽光発電システムの採用など大がかりなものもございますし、耐熱材を使用した修繕など、様々な手法がございます。当然、初期費用がかかるほか、設備の更新費用の有無ですとか、それから省エネ効果の違いもございます。

公共施設での導入メリットは、費用対効果なども考慮しなければならないという課題もございますけれども、うまく導入することで、今お話にありました光熱費の削減ですとか、環境への貢献。それ以外に災害等の非常時に外

部からのエネルギー供給が遮断された場合にも、再生可能エネルギーの利用が可能になれば、緊急時の避難先としての機能も高まる可能性もあるとか、そういうようなメリットも様々ございます。

そうしたことから、地域熱供給と併せてZEB実現に向けた取組を検討することは、本市にとっても非常に意義がありますので、個別の施設整備を行う際にはZEB導入の効果などについても研究していくことが必要だというふうに考えてございます。

○佐々木委員

前向きの回答ありがとうございます。

新築の建物だけではなくて、改築とか、そういうときにも使える補助金もあるそうですので、ぜひ御検討をこれからもよろしくお願いします。

◎防災関係について

それでは次に、防災関係の質問に移ります。

一つ目は、市の学校給食センターにおける災害時の食事提供マニュアルについてお聞きします。

大災害時に緊急の食事を提供できるシステムというのは、非常に重要な役割を果たしています。

できれば、備蓄食糧ばかりでなく、温かいものなどもあれば精神的に救われる部分もあるということですね。

そこで、本市でその役割を果たせるのは、市の学校給食センターではないかと思うのです。

ほかの自治体では、災害が発生した場合でも適切な食事を提供できる体制づくりとともに、それぞれの給食施設に応じた災害時の食事提供マニュアルの整備を目的に、給食施設における災害時給食提供マニュアル策定の手引きというのを、都道府県レベルで作成して、市などに下ろすというようなどころが増えてきています。

それで、道ではこのような手引きを作成していないのでしょうか。また、何か策定予定等の情報は入っているのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、北海道では給食施設における災害時給食提供マニュアル策定の手引き等は作成していないということで伺っております。

また、作成予定については、今のところ未定とお伺いしているところでございます。

○佐々木委員

何か非常にのんびりした話だなと思います。

市学校給食センターの災害時の役割は、先ほど述べたように非常に大きいと思います。例えば、北海道胆振東部地震の際のブラックアウトでは、本市の学校給食センターの役割、関わりはどうだったのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

北海道胆振東部地震の際の役割でございますけれども、大規模な停電が発生したわけでございますが、学校給食センターは非常用電源がないということもございまして、停電期間につきましては、施設を稼働することはできなかったものでございます。

○佐々木委員

非常用電源がないのですね。

万が一の災害発生時に、給食センターはどの程度、対応可能な状況にあるのかお知らせください。

○（教育）学校給食センター副所長

災害発生時の対応でございますけれども、電気・水道・都市ガスが使用可能な状況でございますと、ふだんおかずを作っております蒸気釜を活用いたしまして、御飯最大4万食の炊き出しは可能でございます。

○佐々木委員

それだけのポテンシャルを持っていながら使えない。それから、例えばそれを炊いても、炊く方、職員の方の対

応ができるのかとか、それをどうやって運ぶのかなどの部分について、やはりそういうマニュアルは必要なのだらうと思います。

市独自の学校給食センターの災害時食事提供マニュアルを策定するつもりはないのか。もしくは、やはりきちんとその手引きを道につくっていただいて、その手引きを基につくるというのであれば、道への働きかけ等についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

本市における災害時の食事提供マニュアルの作成につきましては、今後、学校給食センターなどと協議を行った上で、どのような形で整理をすべきか検討してまいりたいと考えております。

また、北海道の手引き等の策定については、現時点はないのですけれども、今後、どのように策定していくかということを改めて働きかけていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

いつ災害が起きるか分からないという状況ですから、よろしくをお願いします。

それで、この項の最後に、先ほど給食センターには非常用電源がないというお話でした。この前のようなブラックアウトなどを経験しますと、やはり非常用電源の設備がないというのは非常にいろいろな事態に対応できない、やはりこれは設備をきちんとつくっていただけることを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

4万食作れる能力があるというような状況で、大量の食事を作ることのできる学校給食センターの施設は、防災の観点から大変重要な施設というふうに考えております。

こういったことも含めて、施設を維持するための非常用電源につきましては、今後の検討課題としていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

例えば、太陽光パネルだとかいろいろなものも考えられると思いますので、御検討よろしくをお願いします。

それでは、この項の2点目、水防災タイムラインについて伺います。

昨年第3回定例会の答弁によると、水防災タイムラインについて、本市では水防法の洪水予報河川である新川と、水位周知河川である星置川について、現在作成中でありますとのことでした。

また同じ答弁によりますと、記載の可否を決める小樽市防災会議を7月に開催する予定であったが、コロナ禍で延期。よって会議を開催し承認された後、速やかに市民周知を図るとのことでしたけれども、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

できれば雪解けで増水する時期の前に周知できる体制を取っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

星置川、新川の水防タイムラインにつきましては、小樽市防災会議を昨年7月に予定しておりましたが、委員おっしゃるとおり、コロナ禍の影響で延期となりました。

その後、開催時期を探っていたのですがコロナ禍の影響で開催できず、ようやく本年2月3日から2月17日の間で、書面会議を開催し、2月25日に承認を得たところであります。

現在は、地域防災計画の公示に向けて北海道への報告等の作業を行っており、来週の3月15日の週には公示できる予定となっております。

公示後におきましては、速やかにホームページなどで市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

春先に間に合うということで心強く思っております。

次回の小樽市強靱化計画の更新との関わりについての説明をお願いします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

小樽市強靱化計画との関わりにつきましては、「第3章 脆弱性評価及び施策プログラム」の「2 脆弱性評価及び施策プログラム」の「(1)人命の保護」の「1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水」の中の「1-4-1 洪水ハザードマップの作成」の中で、タイムラインの活用などの施策が関係するものと考えております。

今後はこの項に記載があります、洪水の発生を想定した避難訓練などを通じて、今回作成したタイムラインの周知及びタイムライン自体の精度の向上に努めてまいります。その上で、強靱化計画の更新時期に合わせ、必要に応じた記載の更新作業を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

今もお話にあった周知については、本当に大事なことだと思います。

これは少し前の話ですけれども、2019年11月12日に、水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019in 北海道というのが札幌市と滝川市で開かれています。その公開シンポジウムに参加してきましたのですが、その中でもいかに地域住民にタイムライン防災、理解を浸透させるのが大きなテーマになっておりました。その点についてお考えをお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

本市が作成しているタイムラインにつきましては、気象観測、気象予報等を行う気象庁、河川管理者である北海道、それと本市、住民等の4者が時間前に警戒レベルの変化に応じてそれぞれの行動を記載しているものであります。

大事な部分といたしましては、それぞれ関係する人々がそのとき何を行っていくべきか着目するところでありますので、市民の皆様への周知の際には、タイムラインの見方についても何らかの方法でお示ししていきたいと考えております。

○佐々木委員

例えば最近出てきているのだそうですけれども、自治体が設定する、今回つくられるタイムラインに沿って、市民一人一人の行動をあらかじめ設定しておく、マイ・タイムラインを作成してもらうなどの取組もあるみたいなのです。スマートフォンとかに入れたりすることもできるのだそうです。今後こういうことも検討していただければと思います。

先ほどのカンファレンス、道内で取り組んでいる滝川市、美唄市、北見市など現在は14市町村だそうですけれども、そこがタイムライン防災・北海道ネットワークというのを設立して、より多くの市町村とタイムライン防災に取り組むことを目指すとしています。タイムラインというのは、お話のあったように設定して終わりではありませんので、その運用にも様々な課題があるということだそうです。

本市もタイムライン設定後、このネットワークに参加して、先進事例の情報入手、連携をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

タイムラインに関する他都市との連携につきましては、本市も後志総合振興局河川減災対策協議会に加入して、先進事例の情報入手や情報共有を行っているところであります。

今、委員から示されましたタイムライン防災・北海道ネットワークについても、活動内容等を調査した上で、加入が効果的であるのかどうかの視点などから加入について検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

検討をよろしくお願いします。

この項の3点目です。コロナ禍での宿泊施設の避難所活用について、先ほど酒井委員もお聞きになっておられましたけれども、私からも聞かせていただきます。

この件は、昨年第3回定例会でもお聞きしているのですけれども、その際の答弁では、内閣府から感染症対策の一環として、被災時の宿泊施設借上げについて通達があったと。

本市では、その対応として、道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定が平成29年1月にもう既に締結されている。よって、市が個別に協定を締結し直す必要はないという御答弁でした。

確認のために、その道と組合の協定の概要と、その協定に加入している市内の施設数、合計収容可能人数、それから未加入施設への対応についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

協定の概要でございますが、まず同協定の第1条に、北海道は道内に災害が発生又は発生するおそれがあることにより、道内の市町村から道に対して要請があった場合など、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは北海道ホテル旅館生活衛生同業組合に対して組合員が所有する宿泊施設の提供の要請ができるものとされておりま。そのほか、対象となる被災者等の範囲、提供されるサービスの種類、そして借上費用の負担方法などが協定に記されてございます。

次に施設数などですが、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合に加入している小樽市内の宿泊施設数は、現時点では18施設、合計収容可能人数はおよそ3,042人となっております。

そして、組合への未加入施設の対応につきましては、個別に協定を結ぶ必要がありますので、不足が見込まれる場合、必要に応じて協定締結を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○佐々木委員

道内他市では、道と組合との協定があってもコロナ禍を受け、宿泊施設での高齢者や基礎疾患のある人の優先受入れ、それから費用負担について、やはり宿泊施設と市の事前調整や、あるいは協定が必要ではないかと考えて取組を進めているようです。以前の答弁でも、万が一感染者が発生した場合、施設側の管理責任者がどこまで新型コロナウイルス感染症に対応するのかとか、観光客の避難者も同時に受け入れるとなると、発生後の混乱が非常に想像にかたくありません。

道の協定は、そうした内容や予想にも対応する協定内容になっていますでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

北海道と組合が締結した協定は、これは平成29年でございますけれども、高齢者、障害者、妊産婦などを避難所生活において特別な配慮を要する方を対象として、これらの方に避難場所として活用してもらうためにホテル等の宿泊の部屋を借り上げるという内容であると認識しております。

大規模な自然災害が発生した中で、さらに感染症が拡大するなど複合的な災害が発生した場合におきまして、これらの宿泊施設の利用の考え方ですとか、感染症への対応の仕方というのは、まだまだこれから議論や検討などが必要なことと思っておりますので、現時点では、今あるこの北海道と組合の協定を基本として、ホテル関係者等の避難者受入れに対する感触を確認していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

そうですね、この道の協定の締結は平成29年1月で、新型コロナウイルス感染症はまだ発生していない時のものですから、そういうところまでの想定というのはなかなか及んでいないだろうと思われま。

であるからこそ、加入・未加入にかかわらず、やはり必要な市内宿泊施設と感染対策を含む受入れ体制などについて具体的に調整とか、もしくは必要であれば協定を結ぶというようなことを、今調べていただいているのですけれども、その後に結ぶ必要があるのではないかと思います。その点についてお考えをお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

第3回定例会以降、現在まで特に状況が変わったということではありませんが、まずは、北海道ホテル旅館生活

衛生同業組合に加入していない市内のホテルで、比較的規模の大きいところにつきましては、今後、協定の締結に向けまして働きかけを行ってまいりたいというふうに考えています。

また、組合に加入している宿泊施設とは、改めて市として協定をし直すということは現在考えていないところではございますけれども、やはり協定締結をしている中でも比較的規模の大きい施設には、新年度に、こちらから施設に出向きまして、道と組合との協定内容の確認ですとか、あとは受入れ意向の再確認を個別に行って検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

分かりましたけれども、これは確認ですが、コロナ禍の対応も含めてということによろしいですね。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今回、新聞報道にも、何市か道内で個別に協定を結んでいるですとか、検討しているという市があるのですが、これらの市も基本的には新型コロナウイルス感染症の感染者、陽性者、あとは濃厚接触者に関しては、既存の北海道の仕組みで収容してもらうことと考えていまして、個別に各市の避難所のホテルの中でそういう感染症の方を分かっているながら引き継ぐということは今考えていないということでございます。その結果、引き継いだ後に例えば新型コロナウイルス感染症の疑いが出たとか、そういう場合もちろんあるでしょうし、あと、もともと泊まっていられる方が連泊して、その中で避難所として活用できるのかという問題もあると思いますので、そういうことも含めて道の協定を見ながら、個別にこういう複合の災害があった場合でも受入れしていただけるかどうかというのを意向を確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

話としては、検討していただけるということですね。そうしないと、ホテル側だって、万が一の際困ることになりますし、事前にそういうことを進めてください。お願いします。

この項、最後の質問です。

津波フラッグについてお聞きするのですが、その前に、防災行政無線の設置が完了して、先週の3月3日頃に試験放送が行われたようです。そういうふうに載っていました。

試験実施の結果、いかがでしたでしょうか。少し前になりますけれども、各地域の避難訓練のときに、家の中にいると知らせに来る広報車の放送が聞こえないという反省があって、その解消のためにこうした防災行政無線が設置されることになったわけですが、解消されそうでしょうか。試験実施地区の市民からの反応などありましたでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

まず、防災行政無線なのですが、3月2日から5日まで、今年度整備の25か所につきまして、市役所の操作卓から発する放送内容を電波で受信して正しく動作するか、または単独で鳴らして、次に隣接する箇所複数で鳴らして、干渉の影響があるかなど、こういった鳴動試験を行いまして、結果、各屋外拡声子局とも、機械的には正常に作動しているというふうに確認したところであります。

続きまして、家の中にいると聞こえないというようなお話でございますけれども、防災行政無線の設計上、およそ半径300メートルの範囲では音声は伝わるというようなことになっております。結果、おおむね屋外での聞こえ方はそのとおりでございましたが、屋内につきましては、住宅の機密性ですとか断熱性の関係、また気象状況にも影響を受けますので、常時、確実に聞こえるという状況を保つことはなかなか難しいというふうに考えているところであります。

あと、地区住民の反応ということでございますけれども、事前に回覧板でスケジュールを周知しておりましたところ、ある町内会では、放送時間に合わせて町内会の役員の方々が数名現地においでになりまして、実際に私どもと一緒に聞こえ方の確認をされていたところであります。

その中では、拡声子局の近くでは結構大きな音ですねというような感想をいただいたところではありますが、やはり気象条件ですとか、周囲の騒音などがありますので、委員から今御指摘あったような屋内、室内では聞こえづらいというような意見もやはり出てくるのではないかというふうに思っております。

それにつきましては、防災行政無線は万能なものではないというふうに考えておまして、このことを踏まえまして、放送が少しでも聞き取りやすくなるように、放送内容の話すスピードを少しゆっくりにして調整したり、2回、3回と何度も繰り返して放送するなど、他市の先進事例もあると思いますので、いろいろと情報収集しまして住民の方に放送を認識してもらえるような工夫を続けていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

私も朝里の住民なものですから、海沿いの朝里1丁目の住民の方何人かに、放送どうだったという御意見を伺って歩いたのですが、当日やはり相当、海が荒れていまして、海鳴りが相当ゴウゴウいったものですから、家の中にいた人で聞こえなかったという人も正直いました。

そういう状況ですので、今おっしゃっていただいたような、やはり改善や改良というのも必要だと思いますので、今後取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから音声による伝達だけでなく、視認、視覚による伝達手段として津波フラッグと呼ばれるものの取組が始まっているそうです。

昨年6月24日から海水浴場等で津波フラッグにより大津波警報、津波警報等が発表されたことをお知らせする取組のことだそうです。聴覚に障害のある方もいるので、防災行政無線の音が聞こえないという方などにも有効なのだそうです。

津波フラッグについての情報を把握していると思ひますけれども、このフラッグというのはどういうものなのか、使用方法などについて説明してください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

もともとは海上で船舶間というか、船同士で通信に使われる国際信号旗で、旗の一つということになっております。海からの緊急避難を呼びかけるものとして国際的にも認知されているデザインでありまして、視認性を重視しまして赤と白の格子模様、旗を上下左右に4分割しまして、赤白赤白というふうになっているデザインです。これはサイズが短辺で100センチメートル、横が150センチメートルということでかなり大きな旗ということになってございます。

使用方法なのですが、これは津波注意報、津波警報、大津波警報などが発表された際に海水浴場におきまして、この旗をライフセーバーなどが振る、または海岸から見える高い建物などにぶら下げるといったような使い方というふうにされております。

○佐々木委員

これを使うことの意義とかメリットなどについては押さえていらっしゃいますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

自分が屋外にいて地震や津波が発生した場合に、どういうふうに情報収集をするかといいますと、やはりラジオですとか、委員が先ほどおっしゃいました防災行政無線、あとスマートフォン、携帯電話などの主に聴覚に頼った情報が多くなるというふうに考えております。

特に海水浴場におきましては、遊泳中の場合というのは、この情報伝達手段がさらに制限といいますか、限定されてきますので、波の音や風などの影響によりまして、音声や音響による伝達が非常に困難な場合も考えられるところでもあります。さらに、海水浴場というのは様々な方、多くの方が集まる場所でございますので、津波が押し寄せる海岸そのものであるということからも、最も素早い避難が求められる場所でもありますので、聴覚による情報に加えまして、これを利用して視覚による情報伝達を併せて行うことが有効というふうに考えられております。

また、もちろん聴覚の障害がある方、またはふだんから物音が聞き取りづらいという方に対しましても、津波警報等の発表があったことを確実に知らせる手段として非常に有効ではないかというふうに考えられます。

○佐々木委員

国がこれを導入した経緯とか、あと現在、全国での使用状況などについて情報があればお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

海水浴場では、従前から全国的に遊泳可能なときは青い旗、そして遊泳を禁止するときは赤い旗を掲示していたという流れがございます。このほか、独自の取決めとしまして、津波に注意を促す場合、例えば神奈川県ではオレンジの旗を作成したり、ほかの地域では赤ベースだったりと混在している状況だったというふうに聞いております。聴覚障害者の団体からこのような状況を踏まえて要望がございまして、海水浴場で津波警報等を緊急に周知するためには、全国的に統一した柄が必要だということになりまして、国土交通省の気象業務法施行規則、あと気象庁の予報警報標識規則などによりまして国が改正を行ったというふうに理解しております。

現在の全国での使用状況ということでございますけれども、これは令和2年度から新しく始まった制度ですので、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で海水浴場を開設しないという自治体も結構多かったというふうに聞いております。

札幌管区气象台からは、現在、周知啓発を進めている途上であるので、まだそれほど普及はしていないというようなことも聞いております。

○佐々木委員

新型コロナウイルス感染症との関係も出てくるのですね。

本市にも6か所海水浴場がありますけれども、この津波フラッグの導入についてのお考えを聞かせてください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

令和2年度に開設した6か所のうち1か所、これはおたるドリームビーチでございますけれども、こちらにつきましては、産業港湾部観光振興室が事務局となっております小樽市海水浴場管理運営連絡協議会というのがございますが、この場でドリームビーチの監視と救護を担当している小樽ライフセービングクラブから令和2年10月に情報提供がありまして、昨年度のシーズンでドリームビーチで実施、導入を行ったという報告がございまして、この令和2年10月の会議の場で、そのほかの各海水浴場組合に周知が行われたという状態でございます。

ただ、この津波フラッグは、法で義務づけられたものというのは現在ございませんので、本市で購入して各組合に配布するということは現在考えていないところでございますけれども、そのほか市民への周知、啓発という意味では、これから令和3年度の海水浴シーズンに向けまして、本市のホームページで掲載するなど周知につきましては、本市ではできることを検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

この件についても前向きに御答弁いただいております。

いろいろな防災について話を伺ってまいりました。非常に小樽市でも取組を進めていただけるということでしたけれども、やはりいつ災害がやってくるか分かりませんので、少しでも積極的にといたしますか、早めに取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎総合博物館について

まず、総合博物館についてです。

先日、株式会社ニトリによるオタモイの観光開発の計画が動き始めたという新聞報道がありました。それによれば、小樽商工会議所が中心となり、まず調査を行うということでありました。かつて、オタモイの海岸にあった龍宮閣など、貴重な歴史を生かした開発ということで私どもも大変期待をしております。小樽市もぜひ積極的に協力をしていただきたいと思います。

そこでお聞きしますが、総合博物館には多数の関係資料があるとお聞きしております。

これまでも市民からも貴重な資料を寄贈されたとか、いろいろな報道もなされておりますので、現在、オタモイ関係のその資料はどのように公開されていますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館が所蔵しているオタモイ遊園地に関する資料の公開についてでございますが、現在、総合博物館運河館の第1展示室におきまして、オタモイに関する展示コーナーを設置しております、来館者の皆様に御覧いただいている状況でございます。

加えまして、今年度当初から取組を進めてまいりました総合博物館で所蔵する動画コンテンツのウェブ上の公開におきましても、オタモイに関する動画を現在公開しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

今回のニトリの動きは、小樽の歴史遺産を広くアピールするには本当に絶好の機会、好機だと考えております。

そこで、総合博物館では、新たにこの遺産を生かすための事業はお考えでしょうか。あればいいので、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

オタモイ関連の遺産を生かすための新たな取組についてでございますが、運河館で放映している小樽の歴史に関する映像展示の更新について今考えてございます。

現在、運河館において、1本5分程度の小樽の歴史に関する映像を4本放映しているところですが、そのうちの1本について、オタモイを紹介する番組に更新する目的で現在編集の作業を進めておりまして、新年度の早い段階での公開を目指しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

今、4本公開しているということなのですね。

この4本は、小樽市のそれぞれ特徴があるのかと思うのですが、そのうちの1本はオタモイの映像に変えるということなのです。

大変申し訳ないのですが、私、まだそれをつぶさに拝見したことがなかったのですが、小樽市の魅力を詰め込んだ4本なのかと思うのですが、もし今、どのような内容のものなのかということをお聞かせいただければ大変ありがたいです。例えば、小樽の運河を映しているものとか、その一本一本に、それぞれ個性があるのかと思うのです。どの辺に力点を置いたというか、その一本一本というのはどういうものなのか、簡単でいいのでお話ししていただければ大変ありがたいのですが、そういうのはできますか。難しいですか。分かりました。

取りあえず、オタモイに重点を置いたその1本に取り替えるということですね。分かりました。すみません。

小樽の歴史遺産というのは、一貫して観光にとっても非常に大きな価値があると私は考えております。

今後ともぜひ積極的な取組をお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎FMおたるについて

それでは、次にFMおたるについてお尋ねいたします。

今定例会で先議をいたしました防災情報通信設備整備工事費、いわゆるFMおたるの難聴解消事業が繰越明許となりました。

まずは改めてこの事業の概要を説明していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本事業は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電の際、市民に対する災害支援情報の発信手段として、FMおたるが有効に機能したことを踏まえまして、FMおたるの難聴地域の減少を進めるために新たに中継局を整備することで市内の情報伝達網を強化するという目的のものでございます。

事業の概要としては、桂岡町、張碓町、オタモイの各地区に1局、計3局の中継局を新規に設置するほか、これらに対応するために既存の手宮放送局、入船放送スタジオの機材の一部の入替えを行います。

総事業費は1億43万円で、当初の工期末は本年3月19日を予定しておりました。今回の整備によりまして、約3,400戸が放送内容を明瞭に受信できるようになりまして、多少雑音が混じりますけれども、聞き取れる世帯も加えると、さらに難聴地域が減少するものと見込んでいるところであります。

○中村（岩雄）委員

3月が完了予定でしたね。そういうふうにはこれまでは聞かせていただいていたけれども、今までこの件については私も何度かこの委員会で質問をさせていただいてきましたが、今回、繰越明許となった理由、またその背景など、この辺を説明していただきたいのですが。

○（総務）災害対策室進藤主幹

繰越明許の理由ですが、放送機材の一部につきまして、FMおたるが既に運用している機材との整合性を優先しまして、イタリア製メーカーのものを選定し調達を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の再拡大がイタリア国内で止まらず、工場の稼働率が年末に大きく低下したことから、この機器の生産が間に合わず、本年2月上旬に予定しておりました納期が大幅に遅れる見込みとなったものでございます。

○中村（岩雄）委員

今お聞きしたような理由で少し遅れたということなのですね。

それでは、少し遅れるということなのですが、今後の工事の見込みについて説明していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよるのですが、現在のところ、数か月以内には納品が見込めるといふふう聞いておまして、工期末を令和3年11月30日に延長して、新設中継局からの放送開始予定を8か月遅らせまして、12月1日というふうに見込んでいるところでございます。

○中村（岩雄）委員

12月1日ということですね。

この事業が繰越しとなった経緯は、今お話を聞いて分かりました。防災上、市民への情報伝達手段、さらなる向上が図れますので、引き続き整備を進めていただきたいと思います。

今定例会の代表質問で、自民党の中村吉宏議員からウイングベイ小樽の利活用とウェルネスタウン計画について質問がありました。その中で、小樽看護専門学校の生徒減少による閉校の危機があり、本市の積極的な取組により存続が決定しましたが、次の課題は、小樽看護専門学校の移転であるとの指摘がなされました。

そこで、現在、その学校の場所は大変通学の便が悪くなくて、広く札幌方面から学生を集めるためにも、小樽看護専門学校の移転先については、ウイングベイ小樽を第1として検討してはいかかかという趣旨の質問だったと思います。それを受けまして市長は、「本市といたしましても、当該法人や関係機関と協力しながら移転先を検討し

ているところであり、土地利用に関する課題もありますが、ウイングベイ小樽は移転先の候補の一つとして考えております。」との答弁をされております。

そこで、そもそも株式会社小樽ベイシティ開発が構想しているウエルネスタウンという事業計画とはどのようなものなのか、市として株式会社小樽ベイシティ開発から聞いている構想の概要についてお知らせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室木島主幹

築港地区におきますウエルネスタウン構想でございますけれども、お聞きしているところでございますと、社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道とウエルネスタウン構想に関する協定を結ばれているということで、その中には、医療・福祉・介護の提供ですとか、地域支援事業、健康づくり、自然とスポーツ、文化・芸術の体験などが載っているというふう聞いてございます。

○中村（岩雄）委員

そうですね、新しいまちづくり、済生会との関係などもありますけれども、現在、看護専門学校は入船4丁目の旧小樽短期大学校舎に設立されております。

同じくこの校舎の中には、先ほど来のFMおたる放送局の入船スタジオがあるわけでありまして、そこで伺いますが、本市の災害対策の上で、FMおたるはどのように位置づけられているのか、そして市と共同で行っているものがあるのか、市との関係について説明していただきたいと思っております。

○（総務）災害対策室進藤主幹

平成30年の北海道胆振東部地震の際、FMおたるのアナウンサーによる災害状況やライフラインの復旧状況の災害関連番組が放送されまして、聴取した市民からは、好意的な感想が寄せられました。ラジオ放送というのは、単に情報を伝えるだけではなくて、生の声で語りかけることによって災害時の不安を和らげるという効果があると言われておりますので、FMおたるは市民に冷静な行動を促して、災害対策業務に大きな貢献を果たす地域密着型の放送局であるというふう認識しております。

このほか、本市と株式会社FMおたる放送局とは、緊急放送に関する協定を平成9年1月8日に締結しておりまして、この内容は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急非常放送をFMおたるの電波に乗せて、市の災害対策室から直接放送できるというものになっておりまして、先ほど繰越しとなった旨を説明した防災情報通信設備整備工事費につきましても、いわゆるFMおたる難聴解消事業も災害時におきまして、この緊急非常放送を市内のより広い地域で受信できるようにすることを目的としたものでございます。

この緊急非常放送につきましても、機器の動作確認と、あと本市職員の放送訓練を兼ねまして、毎月1回、災害対策室または消防本部職員による訓練放送をFMおたるの番組内で継続して行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

小樽市の防災上、今までFMおたるは大変大きな役割を果たしているということがよく分かります。入船にある旧小樽短期大学校舎から仮に小樽看護専門学校が抜けた場合、今の建物をFMおたるが単独で維持していけるのか大変心配に感じております。

市民生活の安全・安心を維持するためにも、災害対策の視点で、市として今後この課題に、FMおたるにどのように関わっていくべきかお考えをお伺いしておきます。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今定例会で市長が、小樽看護専門学校が移転する場合、土地利用に関する課題はあるが、移転先の一つとして、ウイングベイ小樽も候補となり得るという内容の答弁を行っておりますけれども、現時点では、可能性の一つを示した段階でありまして、まずは今後の推移を注視していくというようなスタンスになろうかというふう考えております。

○中村（岩雄）委員

看護専門学校が閉校という報道がなされたときから、FMおたるの方からもやはり不安の声はありました。大変これは難しい問題であろうと思いますが、市がFMおたるにどういった支援ができるのか、簡単に結論は出せないことも大変よく理解しております。今後考えていただかなければならないものでありますから、今の時点からこの課題について投げかけをさせていただきました。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第48号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択を主張して、討論を行います。

陳情第8号です。

道内でも津波対策として整備している実態があります。

陳情第13号です。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

地域におけるコミュニティー活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第48号です。

1月22日核兵器禁止条約が発効しました。日本が批准するのなら小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港への取組が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○佐々木委員

立憲・市民連合を代表し、議案第48号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

核兵器の開発、保有、使用を禁じる核兵器禁止条約が今年1月22日に発効し、世界の核廃絶の動きが前進しました。そのような世界の趨勢にもかかわらず我が国の平和に関わる現状はその脅威や不安は増すことすれ、減ることはありません。その中であってこそ小樽は歴史と文化と平和のまちでありたいと願うものです。現在も小樽港第3号ふ頭の大型クルーズ船対応の整備が進んでいます。物理的には核兵器搭載の疑いがある軍艦も接岸できることになるのですが、市民の心情としてそのような光景は受け入れられません。

よって、小樽市民の平和と安全を願い、小樽市非核港湾条例案に賛成します。

詳しくは本会議で述べることとし、討論を終えます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第48号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末日をもって退職される理事者の方がおられます。

退職なさる方は、別紙お手元に配付のとおりでございます。

それでは、退職する理事者を代表し、総務部長及び教育部長から御挨拶をお願いいたします。

(理事者挨拶)

○委員長

今回退職される皆様におかれましては、本当に長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、ここにいらっしゃる委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。

これからも健康に十分留意され、ますますそれぞれの分野で御活躍されることを心から御祈念申し上げる次第でございます。大変長い間御苦勞様でした。

本日は、これをもって散会といたします。